

第 1 1 回  
建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会総会資料

1 日 時 平成 24 年 4 月 27 日 ( 金 ) 15:50 ~ 17:00

2 場 所 明治記念館 蓬莱の間

3 次 第

( 1 ) 開 会

( 2 ) 国土交通省挨拶

( 3 ) 会長挨拶

( 4 ) 議事

    前回議事録の確認

    付議事項

    議案 連絡協議会会則改正の件

    報告事項

    企画改善部会検討結果報告

    I C B A からの報告

( 5 ) その他

4 配付資料

【資料 1】前回総会議事録 ( 案 )

【資料 2】議案 連絡協議会会則改正の件

【資料 3】企画改善部会検討結果報告

- 1 . 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 2 . 建築士・事務所登録閲覧システム
- 3 . 通知・報告配信システム
- 4 . 掲示板システム
- 5 . 利用料改正に向けた要望事項の整理
- 6 . 来年度のスケジュール

【資料 4】I C B A からの報告事項

- 1 . 運用状況等
- 2 . 利用料の概要と改訂方針
- 3 . システム基金に係る J C B A との協議結果
- 4 . その他

【参考】連絡協議会役員一覧、連絡協議会入会状況



**第 10 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）**

日 時 平成 23 年 11 月 11 日（金）10:50～12:00  
場 所 大津プリンスホテル 淡海 5・6

## 資 料

## 次第

前回（第 9 回）総会議事録《平成 23 年 4 月 28 日開催》  
建築行政共用データベースシステム利用機関一覧  
障害対応について  
利用上の留意事項  
企画改善部会検討結果 中間報告  
支援システム運用基金の使途に係るアンケート集計結果報告  
指定確認検査機関における新・申プロの普及促進について  
電子化業務の受託実績  
連絡協議会役員一覧、入会状況及び会則

出 席 者 連絡協議会会員

## 1. 開会

事務局様から、現在の会員団体総数 4 5 2 団体、定足数 2 2 6 団体に対して、出席団体数 1 0 3 団体、委任状提出が 1 8 7 団体、合計 2 9 0 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

## 2. 事務局挨拶（I C B A 松野理事長）

建築行政共用データベースシステムは本稼働後 1 年半を経過し、その間、利用者の皆様方からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会でのご検討等も踏まえ、システムの改善を進めてきた。また、I C B A による現地調査においてもさまざまなお協力をいただいている。

現在、台帳システムについては V 7 ほととの約 7 割が移行、それ以外のシステムの利用を含めると共用データベースは約 2 2 0 もの機関にご利用いただいている状況にあって、かなり安定的に稼働する状態となった。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今後引き続き取り組まなければならない課題はまだ多く残っているが、一方で、普及活動にも重点を置く必要もある。共用データベースの特長である、データの一元化、機器の共同利用によるコスト削減等は、多くの方々が利用することによって、

初めて実現できる。

建築士法の関連業務においては、建築士・事務所登録閲覧システムの全都道府県及び指定登録機関での利用により、建築士の定期講習未受講者の捕捉等、データベース化の本来のメリットを出せる状態にある。

建築基準法の関連業務においては、通知・配信システムが特定行政庁の業務合理化に資するところ大であるが、指定確認検査機関との連携が十分に働かず、システムの利用効果が発揮されていないところが多い状況である。

この点については、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、ICBAとして最重点課題として取り組んでまいりたい。

### 3. 会長挨拶

本稼働から2年目も後半に入り、従前のシステムからの移行も進んでいる。また、各行政庁で進められている既存の概要書等の電子化により、共用データベースの活用策が広がるものと期待している。

企画改善部会では改善すべき事項の整理が進んでいるが、今後共用データベースをさらに普及させていくために、利用者より積極的な意見を賜りたい。

ICBAにおいても利用者の要望に適切に対応されたい。

### 4. 議 事

#### (1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

#### (2) 各サブシステムの運用状況について

各サブシステムの運用状況（利用状況、障害対応及び利用上の留意事項）について、事務局 鳥居より説明された。

#### (3) 企画改善部会検討結果 中間報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局 坂田より説明された。

#### 【質疑・意見】

知事指定の財団法人にシステム導入をお願いしており、その職員向けに操作講習会も開催したが、システムにメリットが見出せないでいる。そこで、通知配信システムだけでも導入するようお願いしたところ、通知配信システムを利用して電子データを送るだけでなく紙の送付も求められるのであれば、指定機関にとっては二重の手間になるだけで、メリットは特定行政庁側だけでないかと指摘された。

そこで、特定行政庁側のシステムに指定機関から送付された EXCEL データ等を

登録できるようにすればよいと考えるが、そのような改修計画はあるか。(奈良県様)

通知配信システムを通さずにE X C E Lデータ等を取り込む機能の要望は他の行政庁からもいただいております、指定機関からE X C E Lデータを受け取っている特定行政庁は多いと考えている。これについては、改修の優先順位を上げなくてはならないかと考えているところである。(事務局)

( 4 ) その他

建築確認支援システム運用基金の活用、指定確認検査機関からの新・申プロの普及促進及びI C B Aにおける電子化業務の受託について、事務局 坂田、左海より説明された。

( 5 ) 閉会

次回総会は来年4月を予定している。別途ご案内する。

以上



議案

## 連絡協議会会則改正の件

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則（案）

## 第 1 章 総 則

### （名 称）

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

### （目 的）

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

### （活 動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### （会員の資格）

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 建築士法関係機関
- 六 その他、本会が必要と認める者

### （会員の権利）

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。  
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

## 第 2 章 役 員

### （役員の種類及び選任）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
  - 二 副会長 1 名
  - 三 理事 10 名以上 20 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

( 役員 の 職務 )

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

( 役員 の 任期 )

第 8 条 役員 の 任期 は 2 年 と し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員 の 任期 は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 3 章 会 議

( 会 議 )

第 9 条 会議は、総会及び理事会とする。

( 総 会 )

第 10 条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

一 共用 D B 運用の基本的事項に関する提案

二 会則の改正

三 その他本会の運営に関すること

( 理事会 )

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会で決定した事項の執行に関すること

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

( 会議 の 招集、開催 )

第 12 条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度 1 回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

現行会則は 2 回

( 議 長 )

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

( 定足数 )

第 14 条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員 の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開催することができない。

( 議 決 )

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会  
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前  
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター  
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

#### 第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定  
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、  
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

## 企画改善部会 検討結果報告

### 企画改善部会について

- 1．各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
（台帳・帳簿登録閲覧システム）
- 2．各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
（建築士・事務所登録閲覧システム）
- 3．通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- 4．掲示板システムの運用方針
- 5．利用料改正に向けた要望事項の整理
- 6．来年度のスケジュール

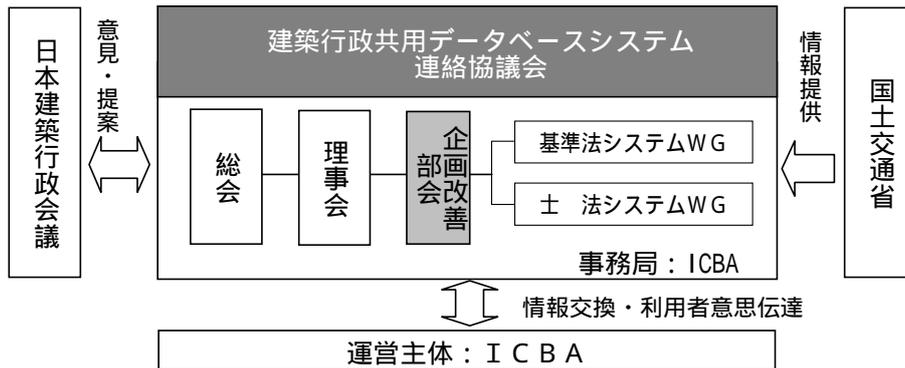
建築行政共用データベースシステム連絡協議会

企画改善部会

# 企画改善部会について

## (1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となつて情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、部会のもとに「基準法システムWG」及び「士法システムWG」を設置した。



## (2) 企画改善部会の構成

No.	団体名	ワ-キング	備考
1	兵庫県	基準法システムWG	部会長・WG座長
2	山形県	同上	
3	茨城県	同上	
4	島根県	同上	
5	日本ERI(株)	同上	
6	ビューローベリタスジャパン(株)	同上	
7	東京都	建築士法システムWG	WG座長
8	栃木県	同上	
9	(社)日本建築士会連合会	同上	
10	(社)東京建築士会	同上	
11	(社)東京都建築士事務所協会	同上	

国土交通省もオブザーバとして参加。

## (3) 開催経過

企画改善部会 (計3回): H23.07.05, H 23.10.27, H 24.03.21

基準法システムWG (計3回): H23.07.05, H 23.09.21, H 24.02.15

士法システムWG (計3回): H23.07.05, H 23.08.25, H 24.02.24

( 4 ) 企画改善部会及び各WGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞	建築士法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理</li> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・建築士・事務所登録閲覧システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li> <li>・優先度の考え方に対する意見等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士・事務所登録閲覧システム</li> <li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li> <li>・優先度の考え方に対する意見等</li> </ul>
システム運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知・報告配信S促進に向けた意見集約</li> <li>・取り組むべき項目の整理 標準様式、電子報告等</li> <li>・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 掲示板システムの運用方針</li> <li>・利用者側が求める情報の意見集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知・報告配信Sの促進に向けた検討</li> <li>・効率的な取組に向けた意見交換 様式標準化の対象項目一覧</li> <li>・標準化に向けた意見交換・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板システムの運用検討</li> <li>・掲示板システムの概要説明と現状</li> <li>・具体的な掲載内容の意見交換等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A部会との連携方法</li> <li>・○ A部会への取組に向けた要請検討 講習会、説明会、マニュアル等</li> <li>・具体的な要望の整理 情報共有</li> <li>・各種情報提供の仕組み 作り等の集約 利用料改訂に向けた 要望事項の整理</li> <li>・利用料算定の大枠説明 と今後の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A部会との連携データの抽出・検討</li> <li>・具体的な検討事項の抽出・連携方法 講習会・説明会実施方法</li> <li>・利用者側のニーズの収集・集約 業務場面ごとの関連資料整備への要望等</li> <li>・情報提供のあり方等の 意見交換・整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A部会との連携データの抽出・検討</li> <li>・具体的な検討事項の抽出・連携方法 業務場面ごとの関連資料整備への要望等</li> <li>・情報提供のあり方等の 意見交換・整理</li> </ul>

平成23年度は、上記のうち太字部分を実施した。

## 1 . 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ( 台帳・帳簿登録閲覧システム )

### ( 1 ) 趣旨

台帳・帳簿登録閲覧システム(以下、「台帳システム」という)は、確認申請の受付や各種通知書の発行を行うシステムであり、確認審査担当にとって共用データベースの中でも基幹部分をなすものである。

平成23年度は、昨年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

### ( 2 ) 検討方法

I C B Aにて整理された改善要望(仕様変更)事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

#### 重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

#### 改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をI C B Aに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度 : 改修費100万円程度

所要1～2カ月程度 : 改修費100～200万円程度

所要3カ月程度以上 : 改修費300万円程度以上

### ( 3 ) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を図表1-1のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

図表 1 - 1 台帳システムに関する改修要望（仕様変更）項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考
1	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい	A		改修中
2	データ抽出	改修版を平成 23 年 12 月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中			改修中
3	EXCEL による通知書出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdf に出力するよりも EXCEL に出力すべき	A	3 カ月程度以上	未定
4	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
5	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい	A	1 カ月程度	未定
6	許可申請、認定申請自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
7	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
8	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない	A	1 カ月程度	未定
9	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適切	A	1 カ月程度	未定
10	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「 とを含む」複数条件検索機能を希望する	A	1 ~ 2 カ月程度	未定
11	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧ですが、一度に表示できる件数が少ない。表示件数を増やしてほしい	A	1 カ月程度	未定
12	台帳記載証明	確認・計変 1・計変 2 が紐付いているとき、台帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変の最新の記載証明は出ないのか	A	1 カ月程度	未定
13	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい（誤って入力してしまうと困る）	B	1 カ月程度	未定
14	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請（用途変更）に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき	B	1 カ月程度	未定
15	概要書出力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者（担当者）にその都度説明しないとイケない	B	3 カ月程度以上	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考
16	入力支援 (全半角 自動切換)	半角項目,全角項目に移動した際に日本語の変換タイプを自動で切り替わる様に	B	3カ月程度 以上	未定
17	入力支援 (マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい	B	1～2カ月 程度	未定
18	日付自動 入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように	B	1～2カ月 程度	未定
19	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない	B	1カ月程度	未定
20	入力支援 (デフォ ルト)	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道府県が設定できる機能 (消防署保健所マスタで都道府県を設定する必要がないので廃止してほしい。)	B	1カ月程度	未定
21	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた	B	1カ月程度	未定
22	中間、完了 未紐付け の検索	紐付いていないものだけを検索したい	B	1カ月程度	未定
23	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない(例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等)	B	1～2カ月 程度	未定
24	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーしたい(完全一致でもよい)マスタとして使える	B	1カ月程度	未定
25	その他申請への コピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない	B	1～2カ月 程度	未定
26	許可・認定 の印刷	C S V出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい	B	3カ月程度 以上	未定
27	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない(報告書 確認台帳へのコピーは「最初の1回のみ」が仕様のため)	B	1～2カ月 程度	未定
28	クリアボ タン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう	B	1カ月程度	未定
29	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない	B	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 パ ル	改修工数	備考
30	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか	B	1カ月程度	未定
31	紐付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい。</li> <li>・コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、「ほくと」同様）自動紐付けが望ましい</li> <li>・但し、元確認番号が重複していたり（毎年1番から連番など 必ず年度を確認番号に入れるなどが必要）、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり（誤った先に紐付く）、確認・計変・（計変の）中間・（計変の）完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討</li> </ul>	B	1～2カ月程度	未定
32	処分番号・受付番号	<p>処分番号も受付番号になっている ほくとのように略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。</p> <p>H23 確申建築 市 012345 H23 確認建築 市 012345 と番号のみを一緒に。</p>	B	1～2カ月程度	未定
33	電子帳簿	<p>電子帳簿印刷の機能で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい</li> <li>・検索期間上限を3年としてほしい</li> <li>・条件を再利用したい（現状は使い捨て）</li> </ul> <p>データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい</p>	B	3カ月程度以上	未定
34	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号 所在地 電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号 郵便番号 所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないかと。	C	1カ月程度	未定
35	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい	C	1～2カ月程度	未定
36	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
37	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない	C	3カ月程度以上	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考
38	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか	C	3カ月程度以上	未定
39	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか	C	3カ月程度以上	未定
40	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい	C	3カ月程度以上	未定
41	データ抽出	出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい	C	3カ月程度以上	未定
42	法定外帳票への対応	消防通知の帳票出力を実装してほしい	C	3カ月程度以上	未定
43	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない	C	極めて大	未定
44	定期報告、16条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい	C	1~2カ月程度	未定
45	台帳記載事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい	C	1カ月程度	未定
46	データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにしてほしい	C	1~2カ月程度	未定
47	コピー機能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる	C	1カ月程度	未定
48	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1~2カ月程度	未定
49	概要書	概要書、添付ファイルを見られる状態の権限がほしい。閲覧権限はあるが、概要書等（概要書1, 2面、処分等の概要書、概要書3面/築造計画概要書など）が見られるようになっていない	A	1~2カ月程度	未定
50	(帳簿)コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、詳細なデータがコピーされておらず、その都度入力しなければならない。手間がかかり、また入力ミスが発生する懸念があり改善してほしい。(確認の報告は情報が入力されている。)	A	1~2カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考
51	(帳簿) CSV 出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのが全て出力されるよう改善してほしい	A	1カ月程度	未定
52	仮使用の 表示	仮使用期間外であっても、申請に紐付いている仮使用は、工事物件の表示を出して欲しい。なお、処分等の概要書では、仮使用の期間が終われば出す必要はない。 現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ工事物件に表示される。	B	1～2カ月 程度	未定
53	(帳簿) コピー機 能	受付等の入力において、同一申請内のコピー機能を付けてほしい。(例えば、三面から四面や五面にコピーができる。)	C	1～2カ月 程度	未定
54	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにしてほしい	C	1～2カ月 程度	未定
55	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように(現在最大69文字) 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください(現在最大35文字)	C	1カ月程度	未定
56	(帳簿) 操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善してほしい。	C	1カ月程度	未定
57	データ抽 出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」の一覧を出力したい(指定確認検査機関での、中間検査、完了検査の検査引受年月日は、法定報告項目なので、統計のため、一覧に出力できないと困る)	C	1～2カ月 程度	未定

備考は、I C B Aによる追記

No. 1～2 : 現在改修中の項目である。

No.1は企画改善部会において各々重要度レベルをAと判定していたもの

No.2は、要望により対応中

No. 3～47 : 前回総会(H23.11.11開催)からの継続項目

No.48～57 : 前回総会(H23.11.11開催)から増加した項目

(参考)

図表 1 - 2 現在までの改修済等の項目

No.	項目	概要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする

No.	項目	概要
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない(確認申請はできる)
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達(県のみ)	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	引受証発行番号(指定機関向け)	中間検査申請情報入力画面では 受付番号 受付(検査引受) 引受証発行番号 引受証発行年月日 があるが、の用途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】(紐付で対応して戴く)
35	決済時入力チェック(適判物件)	適判物件は、適判機関審査結果項目(審査結果、番号、交付年月日)を決裁のための必須入力項目としてほしい 【仕様】(必須入力項目は少なくする仕様)
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】(第三面から紐付けられる)
37	建築主に関するコピー	第二面の建築主氏名を予め入れた状態で物件コピーを行うと、建築主全体の項目がコピーされない【仕様】(建築主欄全て未入力なら全項目コピーされる。)
38	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】(送信後に配信先を変更することは不可)
39	報告書送信(指定機関向け)	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。(予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式)
40	処分等の概要書	「4.その他の処分」欄、「5.定期報告等」欄、「6.備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。(現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。)
41	コピー機能	確認審査引受通知書 確認審査報告書のコピー機能が必要
42	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
43	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない</li> <li>・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい</li> <li>・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため</li> </ul>
44	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい

No.	項目	概要
45	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
46	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
47	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい
48	データ抽出	データ抽出機能 消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない 出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい
49	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい 申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい 一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため
50	データ抽出	「適判機関へ適判事前通知を送付」、「適判機関へ適判依頼通知を送付」、「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある(移行元データが各3件あるため)とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
51	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
52	データ抽出	出力期間を400日に制限する(データ抽出時間調整のための設定変更)
53	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足

(注)

- No. 1 ~ 26 企画改善部会の検討項目以外のもので、利用者のご要望を踏まえ、I C B A の判断で改修したもの(No. 25 ~ 26 が前回総会(H23.11.11開催)以降の増分)。  
No. 27 ~ 33 企画改善部会の結果を踏まえて改修したもの。  
No. 34 ~ 35 企画改善部会の改修要望項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。  
No. 36 ~ 38 企画改善部会の改修要望以外(サポートで要望されたもの)の項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。  
No. 39 ~ 53 前回総会(H23.11.11開催)で「改修中」だったもの。

図表1 - 3 要望やバグの改修状況

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	53	2	55	110
バグ	46	19	105	170
計	99	21	160	280

未改修バグ105項目の内22項目については近々改修に着手する予定。

## 2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ( 建築士・事務所登録閲覧システム )

### ( 1 ) 趣旨

建築士・事務所登録閲覧システム(以下、「建築士システム」という。)は、建築士及び建築士事務所の登録、検索、閲覧を行うシステムであり、建築士法担当部署にとって重要なサブシステムである。

平成23年度は、昨年度に検討した改修優先順位の高い改善要望項目について、詳細仕様の確認及び改修後の機能チェックを行うことを目的とする。

### ( 2 ) 検討方法

平成22年度に検討した改修要望(仕様変更)項目(図表2-1)について、重要度レベルが「A」(最重要)とされた下記5項目について、事務局にて具体的な改修仕様案を作成した。その後、改修後のシステムについて、機能チェックを実施した。また、改修実施と同時に実施された4項目(図表2-2)の不具合(バグ)改修について、その仕様を確認した。

#### 改修実施項目

- 管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
- 業務報告書の提出督促機能 <事務所>
- 登録証明書の外字対応(管理建築士氏名) <事務所>
- 免許証データ取込み容量変更 <建築士>
- 登録証明書への記載追加(旧姓、通称名) <建築士>

また、 の改修に当たり、ICBAが各都道府県の意向調査を行い、全都道府県で足並みが揃ったことを確認の上で改修を実施した。(図表2-3~図表2-5)

### ( 3 ) 主な意見

- ・ 建築士氏名、フリガナを必須項目から外したい。
  - ・ 事務所登録証明書に氏名イメージデータの表示欄を設けるとともに、表示有無を選択できるようにしたい。
  - ・ 建築士登録証明書の旧姓・通称名にイメージデータがある場合はそちらを優先したい。
  - ・ 事務所データの所属建築士の登録件数拡大してほしい(5000件まで)。
  - ・ 免許証データの取込許容件数を拡大してほしい(10倍に拡大)。
  - ・ 管理建築士・所属建築士の合格年月日、業務報告書の提出督促機能における事務所の登録年月日をCSV出力対象としたい。
- 以上 すべて改修版に反映済み

### ( 4 ) まとめ

機能改修説明書(別紙1)参照。

図表 2 - 1 建築士システムに関する改修要望（仕様変更）項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修 工数	対応 システム	備考
改修実施済み項目						
1	建築士DBの講習受講情報を、事務所DBにも反映。管理建築士の専任性確認も	建築士DBにある管理建築士及び所属建築士の講習受講情報を事務所DBでも確認できるようにする。また、管理建築士が他事務所の所属建築士になっているときは警告を出す等。	A	3カ月程度以上	建築士事務所	改修済
2	業務報告書の提出を督促する機能等の追加	業務報告書の提出督促対象事務所を出力できるようにする等、業務報告書の管理を効率的にするための機能を追加。	A	3カ月程度以上	事務所	改修済
3	管理建築士名の外字を登録、出力機能の追加	登録証明書の管理建築士氏名に、外字を使用できるようにして、より適正な証明書にしたい。	A	1ヶ月程度	事務所	改修済
4	免許証データ取り込み容量を増加する	免許証データを取り込む際、100件強で容量制限（10MB）によるエラーとなってしまうので増やして欲しい。	A	1ヶ月程度	建築士	改修済
5	登録証明書にも免許証同様、旧姓、通称名を記載	免許証では旧姓、通称名が記載できる。登録証明書も同様にしたい。	A	1ヶ月程度	建築士	改修済
24年度以降に改修実施検討						
6	構造・設備一級建築士の新規登録時の画面表示改善	建築士の正規登録時には、登録前に登録者と登録番号が確認でき、受付順の処理も可能。構造・設備一級では登録後でないと登録された番号が分からない。	B	1～2ヶ月程度	建築士	未定
7	立ち入り調査していない事務所の検索	立ち入り調査の効率化を図るために、調査未実施事務所を検索できるようにしたい。	B	1カ月程度	事務所	未定
8	処分情報の一覧表示（照会）	自組織の建築士・建築士事務所の処分情報は検索できるが、他組織の照会でも検索可能にして欲しい。	B	1カ月程度	建築士事務所	未定
9	添付資料の有無の検索	データの効率的な管理のため、添付資料が存在する事務所を検索可能としたい。	B	1カ月程度	事務所	未定
10	所属建築士の表示順	所属建築士は入力順にしか並ばないが、登録都道府県・級別・登録番号でソートできるようにして欲しい。	B	1カ月程度	事務所	未定
11	処理日（起案日）、通知日の取り扱い	事由発生日・申請日・登録日のほか処理日（起案日）が必要。通知日は出力日が自動的に入るが、自由に設定したい。	B	1～2ヶ月程度	建築士事務所	未定
12	「検索用類似文字列」の扱いに一貫性がない	データをまとめて入力するための外部入力ツール（建築士会連合会のみ使用）には検索用類似文字列が入力できるが、建築士DBには当該項目がないので取り込めない。	B	1カ月程度	建築士	未定
13	仮登録データ印刷時の書式	新規登録の場合は「その他」項目が多いため改頁により2頁出力されてしまう。	B	1カ月程度	建築士	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修 工数	対応 システム	備考
14	建築士事務所名のフリガナ検索	電話問い合わせ時などに苦慮する場合がある。	C	1カ月程度	事務所	未定
15	所属建築士を一括削除可能とする	所属建築士が多数の事務所の場合、更新対象の建築士を探しながら更新するより、一括削除（現在はできない）後、新たに登録する方が効率的。	C	1カ月程度	事務所	未定
16	処分情報の遡り入力	処分情報は登録年月日以降の日付でなければ入力不可のため、事務所を更新した後、過去の処分情報が入力できなくなる。	C	1カ月程度	事務所	未定
17	建築士と事務所の入力項目を全て検索可能に	特に変更届日や処理日（処理日は11のとおり現在システムに存在しない）、開設者名フリガナ等で検索したい。	C	1～2ヶ月程度	建築士 事務所	未定
18	フリガナ検索で、「あいまい検索」を可能にする	例：「ショウジ」のように小文字込みのフリガナで検索した場合、「シヨウジ」も該当するようにして欲しい。	C	1～2ヶ月程度	建築士	未定
19	処分年月日の扱い	「処分年月日」が自動的に「取消申請年月日」と「取消申請登録年月日」に入力されるが、必ずしも申請がある訳ではなく、職権で入力する場合がある。	C	1カ月程度	建築士	未定
20	決算月が「空」の事務所の検索	決算月が「空」の事務所を検索可能とし、決算月を効率的に入力したい。	D	1カ月程度	事務所 建築士	未定
21	管理建築士免許が無効な建築士事務所の情報訂正ができるように	管理建築士免許が無効な建築士事務所の情報が現在は訂正ができない。申請者の住所、廃業年月日、廃業理由などを追記、訂正する場合があるので訂正できるようにして欲しい。	D	1カ月程度	事務所	未定
22	管理建築士登録時の登録都道府県自動入力	1級の管理建築士を登録するときは「大臣」が、それ以外の場合は「ログイン者の所属都道府県」が自動入力できるように設定にして欲しい。	D	1カ月程度	事務所	未定
23	構造・設備1級の再交付理由チェックボックス化	構造・設備1級の再交付申請理由は2つ（亡失、姓名変更）なので選択式にして欲しい（現在は一々入力が必要）	D	1カ月程度	建築士	未定
24	外部入力ツールの仕様改善（土連合会）	外部入力ツールのエラーメッセージの出し方が不適切で、原因究明に時間を要するため改善を。	D	1カ月程度	建築士	未定
25	届出年月日の出力が必要	変更通知書を作成する際、変更届「届出年月日」の出力が必要。	D	1カ月程度	事務所	未定
26	閲覧検索時のPDF出力	ブラウザの印刷機能を使っているが、ICBA名称等も出力されてしまう。	D	1カ月程度	建築士	未定
27	合格者データ取り込み時の外字	合格者データ取り込みの際に、外字を類似文字に修正するのが面倒なので*などに置き換えて欲しい（但し後で*藤などと出力されたとき、「斉藤」なのか「須藤」なのか不明になる）。	D	1カ月程度	建築士	未定

図表 2 - 2 建築士システムの不具合（バグ）改修

優先順位	項目	概要	対応システム	備考
1	全項目出力	事務所DB全項目出力において、所属建築士が全て出力されない。具体的には、DBから直接確認すると4266人の所属建築士がいるのに、全項目出力で出力した所属建築士は、2560人となってしまう。 検索フォームにて”全項目出力”機能を利用した際、出力項目に誤りが生じる（所属建築士の重複、欠損など）	事務所	改修済
2	校正リスト	二級建築士事務所新規登録の校正リスト掃き出しで、所属建築士が管理建築士1名の時、校正リストの所属建築士人数欄が構造設計一級建築士の欄に1名となってしまう。 登録をすると、正しく二級建築士欄に入る。	事務所	改修済
3	死亡発生日	[その他の申請処理メニュー] > [死亡・失踪宣言] > [死亡・失踪宣告情報] 死亡・失踪届けを登録する際、「届出年月日」「届出登録年月日」よりも古い年月日を「発生日年月日」に入力すると、「発生日年月日は登録年月日以降の日付を入力して下さい。」エラーとなる。 なお、「届出年月日」と「届出登録年月日」の日付によりエラーが発生する日付は変動する。「届出年月日」と「届出登録年月日」より2ヶ月半以前の日付で「発生日年月日」を入力すると必ずエラーが起こることは確認。	建築士	改修済
4	士証返却	構造設備建築士証返納の日付について日付を入力する項目が「申請日」のみとなっており、登録した日が「交付日」として登録されてしまう。「交付日」も任意の日付にて入力できるようにしてもらいたい。又は、「申請日」と「交付日」を同日にしてもらいたい。	建築士	改修済

図表 2 - 3 建築士システム改修に関する各都道府県の意向調査（その 1）

平成 23 年 9 月 12 日
都道府県 建築士法行政主務課長 様
一般財団法人建築行政情報センター
<b>建築士・事務所登録閲覧システム改修に関するお願い</b>
<p>日頃、建築士・事務所登録閲覧システムをご利用いただきありがとうございます。</p> <p>さて、建築士・事務所登録閲覧システムについては、管理建築士講習及び建築士定期講習の未修了者特定、並びに業務報告書提出督促の効率化等を目的として、平成 23 年 4 月 28 日に開催された建築行政共用データベース連絡協議会において、改修を実施する旨ご説明し、同協議会に設置した企画改善部会において改修仕様等について検討して参りました。</p> <p>今般概ね仕様が確定しましたので、別添のアンケートを実施致します。</p> <p>つきましては、建築士・事務所登録閲覧システムを今後、建築士行政に一層ご活用戴きたく、下記について全都道府県のご了承を戴けますよう、お願い申し上げます。</p>
<b>記</b>
<p>1 . 管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得</p> <p>建築士名簿から建築士事務所登録簿へ建築士登録情報を取得する (ご了承が得られない都道府県の当該情報は、自他都道府県において照会できません。)</p> <p>A 県が管理する事務所システムの管理建築士、所属建築士に関する登録情報 を、「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」をキーとして、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることができる機能の追加。</p> <p>氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)設計一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日講習受講有無の更新等(建築士システムの入力内容を事務所システムに反映)</p> <p>定期講習は、毎週、情報更新し、直近に修了した定期講習の情報を表示する機能を追加。</p> <p>管理建築士講習の修了番号、修了日は、現在、未入力のものに限定して 1 度だけ取得。</p>
<p>2 . 業務報告 「事業年度」のプルダウン化</p> <p>事務所システムに登録済の事業年度は、現在自由入力できるため「平成 年 月」、「H .」などと様々な形態となっております。そこで処理の効率化のため、「平成 年度」に置き換えて統一します。統一するための作業は、各都道府県で実施して戴くか、ご指示により ICBA が行います(入力済の値は、備考欄に移す予定です)。また、改修後は「平成 年度」のプルダウンメニューからの入力になります(自由入力はできません)。</p>
<p>3 . お問い合わせ・ご回答先</p> <p>一般財団法人 建築行政情報センター システム管理課 小池・佐藤 電話 03-5225-7705 FAX03-5225-7731 e-mail <a href="mailto:kensupport@icba.or.jp">kensupport@icba.or.jp</a></p>

図表 2 - 4 建築士システム改修に関する各都道府県の意向調査（その 2）

別紙

建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について

一般財団法人 建築行政情報センター 小池、佐藤 宛て

本県(都・道・府)は、建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について、以下のとおり回答する。なお、データの取り扱いについては細心の注意を払い、当該目的以外に使用しないこと。

< 回答 >

1. < 事務所システム > 管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

建築士事務所新規登録、更新時に、管理建築士、所属建築士に関する登録情報を、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることを可能とする機能を、氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日

許可する  
許可しない

管理建築士講習情報が空白の場合、リリース時に情報取得を実施。  
また、管理建築士及び所属建築士に関する定期講習情報を、毎週1回情報更新、直近の講習修了情報を表示、CSV 出力させる機能。

許可する  
許可しない

2. < 事務所システム > 業務報告「事業年度」のプルダウン化

新機能を使用するため、これまで自由入力した事業年度を和暦の年度表示(例:平成年度)に統一してデータ置換を実施してよいか。なお、統一する場合はお申し出により ICBA が一括して統一することも可能です(無償)。

(統一しない場合、これまで自由入力されている情報は、備考欄に移動され、事務所詳細画面で報告受理年月日及び事業年度を確認することはできますが、新たな機能である「検索」や「業務報告書履歴出力」では正しい出力はできません。)

年度表示の更新を行う。 統一は ICBA に依頼する 統一は自ら行う  
年度表示の更新を行わない。(新しい機能は使用しない)

平成 23 年 月 日

都道府県名

図表 2 - 5 建築士システム改修に関する各都道府県の意向調査 回答一覧

No.	都道府県	回答内容						
		1-		1-		2		
		許可する	許可しない	許可する	許可しない	ICBAに依頼	自ら行う	更新しない
1	北海道							
2	青森県							
3	岩手県							
4	宮城県							
5	秋田県							
6	山形県							
7	福島県							
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11	埼玉県							
12	千葉県							
13	東京都							
14	神奈川県							
15	新潟県							
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県							
20	長野県							
21	岐阜県							
22	静岡県							
23	愛知県							
24	三重県							
25	滋賀県							
26	京都府							
27	大阪府							
28	兵庫県							
29	奈良県							
30	和歌山県							
31	鳥取県							
32	島根県							
33	岡山県							
34	広島県							
35	山口県							
36	徳島県							
37	香川県							
38	愛媛県							
39	高知県							
40	福岡県							
41	佐賀県							
42	長崎県							
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県							
46	鹿児島県							

### 3 . 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

#### ( 1 ) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定機関各々、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにするため、平成22年度に引き続き、一部機関にて試行運用を実施した。あわせて、指定確認検査機関で専用フォーマットによる電子データの準備が困難な場合の当面の対応策として、EXCELファイルによる送受信についても検討した。

#### ( 2 ) 検討方法

##### 試行運用

協力機関（2指定機関及び2特定行政庁）と調整し、試行運用の目的を双方で確認するとともに、具体的な方法についてとりまとめた（図表3-1）。

なお、送信内容については試行運用の経過を見つつ、ステップを踏んで段階的に充実させる方針とした（図表3-2）。

図表3-1 試行運用の協力機関と概要

	ケース1	ケース2
協力機関	送信：日本ERI 受信：新潟市	送信：ビューローベリタス 受信：さいたま市
送信内容	確認審査報告書記載事項	確認審査報告書記載事項 建築計画概要書記載事項
送信頻度	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている 必要あり	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている 必要あり
運用目的 (送信側)	行政庁の台帳データ整備への協力	郵送トラブルの低減
(受信側)	キーパンチ手間の低減	キーパンチ手間の低減
運用時期	平成23年11月～平成24年3月	平成23年11月～
特記事項	新潟市では、指定機関確認分はEXCELで台帳を管理中。 試行運用のデータの最終登録先はEXCELである。	

図表3-2 送信内容  
(建築物)

平成23年度の送信実績

手続	通知報告時期	書類名称	ステップ
確認申請	確認引受時	確認申請引受通知	2
	確認済証 発行時	確認審査報告書(第16号様式)	1
		建築計画概要書(第3号様式) 画像ファイル除く	3
		その他添付資料 確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)等	4
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)	2
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)	1
		その他添付資料 中間検査申請書 第2面~第4面(第26号様式)等	4
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)	2
	検査完了時	完了検査報告書(第25号様式)	1
		その他添付資料 完了検査申請書 第2面~第4面(第19号様式)等	4

(工作物)(昇降機・建築設備)については、建築物のステップ4に続いて、同じ要領で進めることとする。

<主な意見>

特定行政庁側

- ・当面は一部データが送られる形での試行であるが、将来的には全データが送られることを目指す。
- ・紙と電子の両方が届くと、相互に誤りがないかのチェックが必要になり、手間が増える。
- ・試行運用においては、紙の報告書を正とし、配信システムでそのデータが届いているかをチェックするという運用になる。

指定確認検査機関側

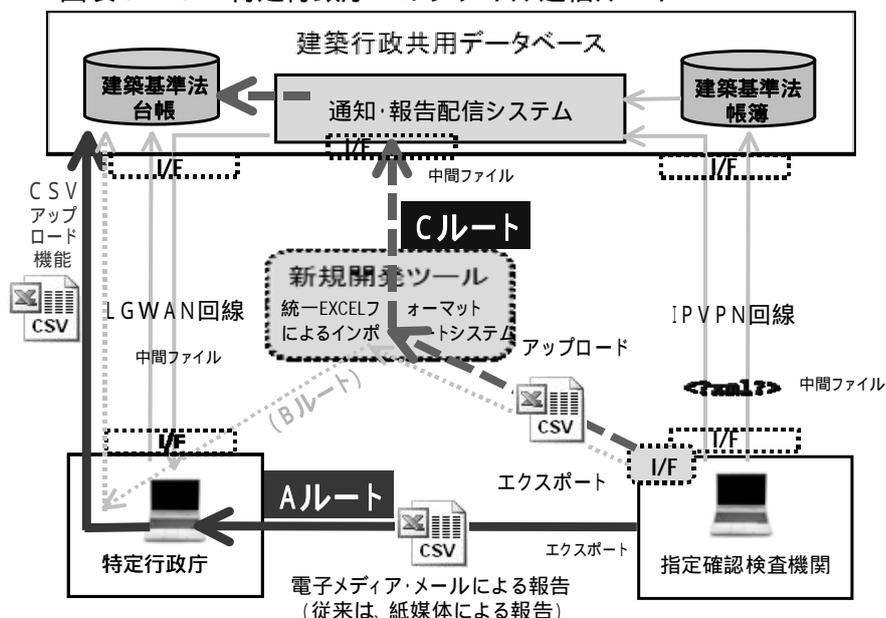
- ・報告書のデータに送信先を記載し、配信システムではそれを自動判別して送信できるようにしてほしい。現在は、送付のたびに送信先を指定する仕様となっており、送付先行政庁の多い機関にとっては手間がかかる。
- ・紙送付においても、郵送トラブルで「送ったはずなのに届いていない」ことがまれに発生する。ペーパーレスとする場合は、このようなトラブルを防止するため、指定機関が送信した件数と特定行政庁が受信した件数について簡単な操作で情報共有できる仕組みが必要。

## E X C E Lファイルによる送受信

指定確認検査機関のシステムよりE X C E Lファイルを出力し、それを特定行政庁の台帳システムに取り込む方法について検討した。

E X C E Lファイルは、項目名、並び順等に一定をルールを設けることを条件とし、特定行政庁へのファイル送信ルートとして図表3 - 3に示す2ルートと比較した。

図表3 - 3 特定行政庁へのファイル送信ルート



- ・ **Aルート**：指定機関から特定行政庁にE X C E Lファイルを電子メール等で送信する。特定行政庁では、E X C E Lファイルを台帳システムで取り込む。(台帳システムへの取込機能は新設)  
E X C E Lファイルのエラーチェックは特定行政庁側で行う。
- ・ **Cルート**：指定機関から送信用WEBサイト(新規開発ツール)にE X C E Lファイルをアップロードする。アップロードされたファイルは、配信システム専用フォーマットに変換され、配信システムに登録される。特定行政庁では、配信システムに送信されたデータと区別することなく、台帳システムに取り込む。  
E X C E Lファイルのエラーチェックは指定機関側で行う。

事務局注：I C B A説明資料(A～Cルート)との整合性のため、Aルート・Cルートと記載しています。

### <主な意見>

- ・ Aルート・Cルートいずれも台帳システムに取り込むことが目的であれば、フォーマットは問題ではないとも思われるが、現在指定機関からE X C E Lでデータ提供を受けている特定行政庁があり、この機能ができれば指定機関にシステム改修を強いることなく、特定行政庁の台帳システムにデータを取り込むことができるようになるのがメリットである。
- ・ Aルートは、誤送信のおそれもあり、セキュリティ面で不安がある。
- ・ E X C E Lにも対応した場合、指定フォーマットが複数になってしまう。通知・報告電子化の今後の方向性として、フォーマットを統一するよう要望する。

#### (4) まとめ

- ・ 試行運用において、送信、受信自体は特に問題なく実行できることが確認できた。
- ・ 今後は、ステップアップにより送信対象の書類を拡張し、その中で現場の意見等を拾い上げつつ、部会での検討を継続することとする。
- ・ 試行運用と並行して、E X C E Lによる送受信の方法を、現場のニーズを確認しつつ引き続き検討する。

## 4 . 掲示板システムの運用方針

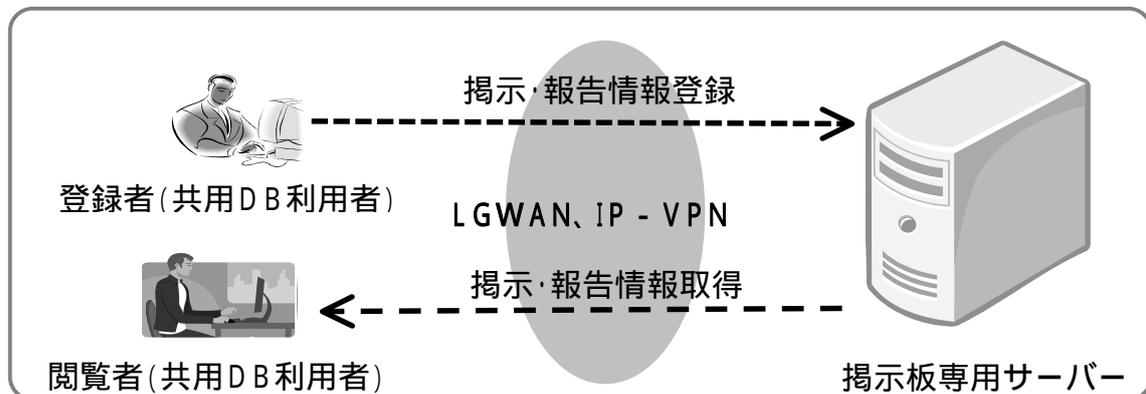
### ( 1 ) 趣旨

掲示板システムは、共用DBシステム利用者である、国、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定登録機関が、建築士等の処分情報、統計情報等の掲示・報告情報を登録し、利用者相互で情報共有するシステムである。

具体的な掲載内容や運用にあたっては、利用者相互の調整が必須であり統一的な運用ルール等を作成し関係者への周知・説明が不可欠である。

当部会では、22年度に引き続き、掲示板システムの利用可能な機関の現状を踏まえ、建築士事務所等の監督処分に関する、掲載事項等の整理・検討を行い、実務の効率化等に向けた検討を行った。

図表4 - 1 掲示板システムの機能構成イメージ



### ( 2 ) 検討方法

22年度に当部会において、統一的な運用ルールとして作成した「概要版マニュアル(暫定版)」内容精査を継続するとともに、掲示板システム自体の機能改善も含めた意見交換を行った。

あわせて、掲示板システムを効果的に運用するため、関係団体が一斉に運用開始できるよう国土交通省と情報交換し、概要版マニュアルを適時関係者に送付した。

### ( 3 ) 主な意見

運用方法について

- ・ 処分情報については、法人事務所と個人事務所の双方掲載したい。
- ・ 処分情報の掲載期間は処分期間と一致させたい(処分の場合は1年、取り消しは5年)。
- ・ 定期講習修了者の掲載期間は、定期講習の受講期限に合わせ、3年としたい。

機能改善について(今後の課題)

- ・ 士会・事務所協会において、掲示板システムのお知らせ欄の表示有無を都道府県が選択できるようにしたい。
- ・ 掲示板システムはセキュリティが担保されているため、建築士会連合会から単位会

やI C B Aへのお知らせ可能としたい。

#### ( 4 ) まとめ

- ・今年度作成した掲示板システムの概要版マニュアルにより運用中。
- ・掲示板システムの機能改善については、今後I C B Aのサポート窓口等に寄せられる要望も含め、可及的速やかに対応するよう、I C B Aに要請する。
- ・概要版マニュアルの改訂等関係者の意見交換を要する場合は改めて企画改善部会で検討する。

## 5 . 利用料改訂に向けた要望事項の整理

### ( 1 ) 趣旨

共用DBの利用料は、事業主体であるICBAの検討事項である。しかし、利用者において共用DB利用に係る予算準備を円滑に進めるためにも、利用料の設定方法等について、利用者の視点からチェックを行うことは重要であると思われる。

本部会では、ICBAにおける利用料改訂の検討状況を踏まえ、利用者の立場からの利用料に対する要望を整理することを目的とする。

### ( 2 ) 検討方法

現行の利用料設定の考え方、利用料改訂の必要性とその方法について事務局より説明を受け、それに対する意見、要望を整理する。

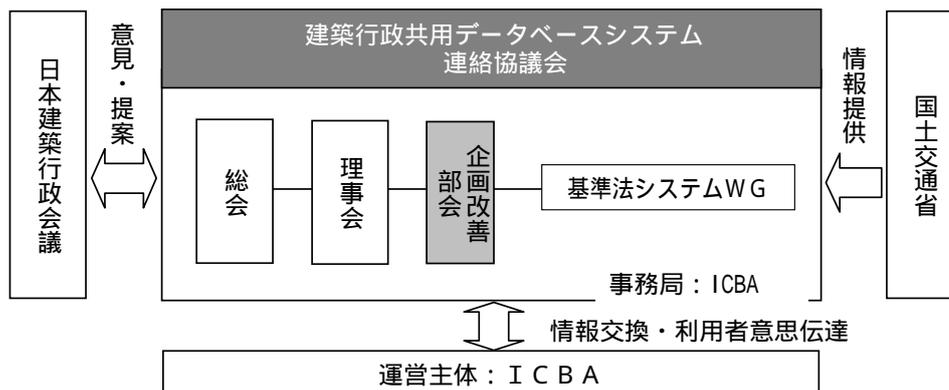
### ( 3 ) 主な意見

- ・改訂後の利用料が、相場に対して高いのか安いのかかわからないため、ASPサービスによる同規模のシステムと利用コストを比較した資料があるとよい。
- ・近隣の特定行政庁と金額比較した場合、金額差に合理的な説明がつく必要がある。
- ・特定行政庁における台帳システム利用料の算定根拠の1つに報告受理件数があるが、指定機関の確認データを台帳システムに登録する予定がない場合、報告受理件数は台帳システムに無関係となる。このような場合を考慮し、実際に利用する件数を根拠とできる体系にしてほしい。
- ・建築士システム、配信システム、法令データベースを各々ばら売りとしてほしい。
- ・高価なIP-VPNと比べると、Internet - VPNでも同等のセキュリティーを確保できて低廉ではないか。

## 6 . 来年度のスケジュール

### ( 1 ) 検討体制

「土法システムWG」については課題の検討が一定の段階に達したため、平成24年度は、部会及び基準法システムWGのみ開催する。(各3回程度)



### ( 2 ) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

### ( 3 ) 検討課題

- ・各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
(台帳・帳簿登録閲覧システム)
- ・通知・報告配信S促進に向けた意見集約
- ・その他



企画改善部会 検討結果報告

## 別紙資料



---

## 建築士・事務所登録閲覧システム 機能改修説明書

---

### <目次>

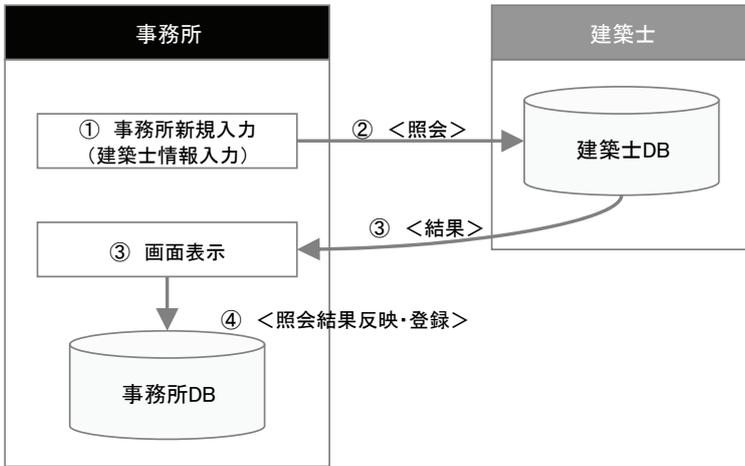
- 1.【事務所システム】管理建築士及び所属建築士の建築士情報の登録
- 2.【事務所システム】業務報告書の提出状況表示機能
- 3.【事務所システム】登録証明書のイメージデータ対応
- 4.【建築士システム】免許証データ取込み容量変更
- 5.【建築士システム】登録証明書への記載追加
- 6.バグ修正

# 1. 【事務所システム】 管理建築士及び所属建築士の建築士情報の確認・登録

(1). 建築士事務所新規入力時及び建築士事務所更新入力時に、管理建築士、所属建築士の情報(講習受講状況含む)を建築士データベースから照会して画面表示させると共に、事務所情報として登録を行えるようになった。

## 1). 確認操作の手順

<管理建築士及び所属建築士の確認・登録 操作の流れ>



- ① 事務所の新規入力から建築士の照会必須入力項目を入力する。
- ② 建築士DBへアクセスし、該当する建築士情報の照会を行う。
- ③ 照会結果を事務所の新規入力画面に表示する。
- ④ 照会内容を反映して事務所情報として登録する。

### 照会時必須入力項目と結果表示項目

管理建築士	
照会必須入力項目 (検索キー項目)	照会結果表示項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格区分</li> <li>・ 登録都道府県</li> <li>・ 建築士登録番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・**建築士フリガナ</li> <li>・**建築士氏名</li> <li>・ 旧姓</li> <li>・ 氏名イメージ</li> <li>・**資格区分</li> <li>・**登録都道府県</li> <li>・ 建築士登録年月日</li> <li>・**建築士登録番号</li> <li>・ 管理建築士講習修了年月日</li> <li>・ 管理建築士講習修了番号</li> <li>・ 定期講習修了年月日(最新)</li> <li>・ 定期講習修了番号(最新)</li> <li>・ 構造設計一級交付番号</li> <li>・ 設備設計一級交付番号</li> </ul>

※ は登録時必須項目。

所属建築士	
照会必須入力項目 (検索キー項目)	照会結果表示項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格区分</li> <li>・ 登録都道府県</li> <li>・ 建築士登録番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・**建築士フリガナ</li> <li>・**建築士氏名</li> <li>・**資格区分</li> <li>・**登録都道府県</li> <li>・ 建築士登録年月日</li> <li>・**建築士登録番号</li> <li>・ 定期講習修了年月日(最新)</li> <li>・ 定期講習修了番号(最新)</li> <li>・ 構造設計一級交付番号</li> <li>・ 設備設計一級交付番号</li> </ul>

※ は登録時必須項目。

「建築士フリガナ」、「建築士氏名」は照会時は必須入力項目ではないが、登録時は必須入力項目となる。

## ■管理建築士 登録操作手順

＜建築士事務所＞→[登録申請処理]→[建築士事務所新規入力、校正入力、変更届、更新入力] or  
→[データ管理]→[誤記訂正]

図 1-1

管理建築士登録のための項目入力エリア。

建築士 DBからの照会情報を表示するエリア。(新画面)

図 1-2

・建築士資格区分  
・建築士登録番号  
・登録を受けた都道府県名  
を検索キーとして入力。(完全一致)

「照会」をクリック。

建築士 DB に照会し、該当する情報が表示される。

図 1-3

コピー

「建築士コピー」をクリック。照会フォームの内容が入力フォームにコピーされる。(予め入力フォームに入力された内容は保持される。)

入力情報と照会情報が異なる場合は、入力欄を赤色表示で警告を出す。警告が表示されても、引き続き編集が可能。

[仮登録]or[登録](誤記訂正)をクリックし、内容を確定する。

- <登録時必須入力項目>  
 仮登録、登録時に必須入力となる項目
1. 建築士氏名フリガナ
  2. 建築士氏名
  3. 建築士資格区分
  4. 登録を受けた都道府県名
  5. 建築士登録番号

<仮登録画面>

仮登録画面で入力内容が表示される。

<管理建築士の[更新]ボタンについて>

[更新]ボタンをクリックすると、建築士 DB にダイレクトにアクセスし、入力フォームの内容と齟齬がある入力欄を赤く表示する。

## ■所属建築士 登録操作手順

＜建築士事務所＞→[登録申請処理]→[建築士事務所新規入力、校正入力、変更届、更新入力] or  
→[データ管理]→[誤記訂正]

所属建築士情報 (参照)

所属建築士

建築士氏名フリガナ  
建築士氏名

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 号

登録を受けた都道府県名

建築士登録年月日 平成 年 月 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 年 月 日

定期講習修了番号 期 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

照会 追加 クリア

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ  
建築士氏名

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 号

登録を受けた都道府県名

建築士登録年月日 平成 年 月 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 年 月 日

定期講習修了番号 期 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

建築士コピー クリア

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証交付番号	資格確認	編集
	建築士氏名	登録を受けた都道府県	建築士登録年月日	定期講習修了年月日(最新)	設備設計一級建築士証交付番号		

図 1-7

＜入力フォーム＞

所属建築士登録のための項目入力エリア。

＜照会フォーム＞  
入力不可(非活性)

建築士 DB からの照会情報を表示するエリア。(新画面)

所属建築士情報 (参照)

所属建築士

建築士氏名フリガナ ケンチクタロウ

建築士氏名 建築太郎

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 1234567 号

登録を受けた都道府県名 00: 大匠

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習修了番号 期 AA112233 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

照会 追加 クリア

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ ケンチクタロウ

建築士氏名 建築太郎

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 1234567 号

登録を受けた都道府県名 00: 大匠

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習修了番号 期 AA112233 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

建築士コピー クリア

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証交付番号	資格確認	編集
	建築士氏名	登録を受けた都道府県	建築士登録年月日	定期講習修了年月日(最新)	設備設計一級建築士証交付番号		

図 1-8

＜入力フォーム＞

・建築士資格区分  
・建築士登録番号  
・登録を受けた都道府県名  
を検索キーとして入力。(完全一致)

「照会」をクリック。

＜照会フォーム＞

建築士 DB に照会し、該当する情報が表示される。

所属建築士情報 (参照)

所属建築士

建築士氏名フリガナ ケンチクタロウ

建築士氏名 建築太郎

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 1234567 号

登録を受けた都道府県名 00: 大匠

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習修了番号 期 AA112233 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

照会 追加 クリア

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ ケンチクタロウ

建築士氏名 建築太郎

建築士資格区分  一級  二級  木造

建築士登録番号 期 1234567 号

登録を受けた都道府県名 00: 大匠

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習修了番号 期 AA112233 号

構造設計一級建築士証交付番号 期 号

設備設計一級建築士証交付番号 期 号

建築士コピー クリア

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証交付番号	資格確認	編集
	建築士氏名	登録を受けた都道府県	建築士登録年月日	定期講習修了年月日(最新)	設備設計一級建築士証交付番号		

図 1-9

＜入力フォーム＞

コピー

＜照会フォーム＞

[建築士コピー]をクリック。  
照会フォームの内容が入力フォームにコピーされる。(予め入力フォームに入力された内容は保持される。)

所属建築士情報 (参照)

図 1-10

所属建築士

建築士氏名フリガナ: ケンチクタロウ  
 建築士氏名: 建築太郎  
 建築士資格区分: ● 一級 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号: 第1234567 号 \* 登録を受けた都道府県名: 00: 大匠  
 建築士登録年月日: 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新): 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号: 第 AA112233 号  
 構造設計一級建築士証交付番号: 第 号  
 設備設計一級建築士証交付番号: 第 号

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ: ケンチクタロウ  
 建築士氏名: 建築太郎  
 建築士資格区分: ● 一級 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号: 第1234567 号 \* 登録を受けた都道府県名: 00: 大匠  
 建築士登録年月日: 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新): 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号: 第 AA112233 号  
 構造設計一級建築士証交付番号: 第 号  
 設備設計一級建築士証交付番号: 第 号

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証交付番号	資格確認
	ケンチクタロウ	一級	1234567	AA112233		資格確認
	建築太郎	00: 大匠	平成23年6月6日	平成23年6月10日		資格確認

入力フォームを確認したら、[追加]をクリック。

登録  
所属建築士のリストに登録・追加される。

- <登録時必須入力項目>  
 仮登録、登録時に必須入力となる項目
1. 建築士氏名フリガナ
  2. 建築士氏名
  3. 建築士資格区分
  4. 登録を受けた都道府県名
  5. 建築士登録番号

<既に登録されている所属建築士の登録内容の修正>

所属建築士情報 (参照)

図 1-11

所属建築士

建築士氏名フリガナ: ケンチクタロウ  
 建築士氏名: 建築太郎  
 建築士資格区分: ● 一級 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号: 第1234567 号 \* 登録を受けた都道府県名: 00: 大匠  
 建築士登録年月日: 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新): 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号: 第 AA112233 号  
 構造設計一級建築士証交付番号: 第 号  
 設備設計一級建築士証交付番号: 第 号

建築士DB情報

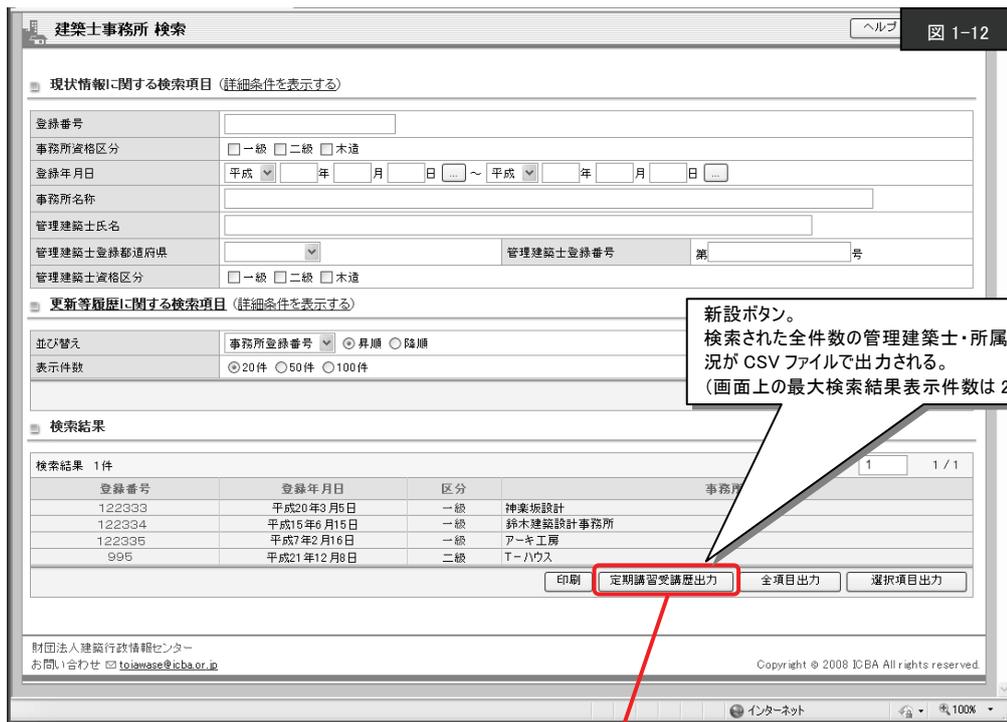
建築士氏名フリガナ: ケンチクタロウ  
 建築士氏名: 建築太郎  
 建築士資格区分: ○ 一級 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号: 第 号 \* 登録を受けた都道府県名: 00: 大匠  
 建築士登録年月日: 平成 年 月 日  
 定期講習修了年月日(最新): 平成 年 月 日  
 定期講習修了番号: 第 号  
 構造設計一級建築士証交付番号: 第 号  
 設備設計一級建築士証交付番号: 第 号

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証交付番号	資格確認	編集
	ケンチクタロウ	一級	1234567	AA112233		資格確認	編集
	建築太郎	00: 大匠	平成23年6月6日	平成23年6月10日		資格確認	編集

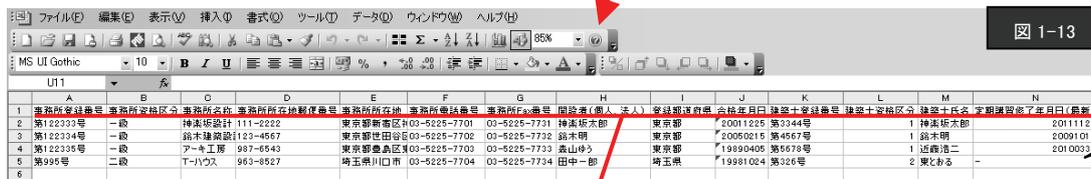
展開  
 [編集]をクリックすると、登録してある建築士情報が入力フォームに表示される。  
 変更箇所を修正し、[更新]で再登録を行う。  
 ※[更新]で更新登録された内容が、最新の建築士DBの情報と齟齬がある場合、リスト内の文言が赤字で表示される。

(2). 事務所検索画面で管理建築士、所属建築士の最新の定期講習受講日などが CSV 出力できるようになった。

＜建築士事務所＞→[検索閲覧処理]→[事務所検索]



＜定期講習受講履歴出力 CSV ファイル出力＞

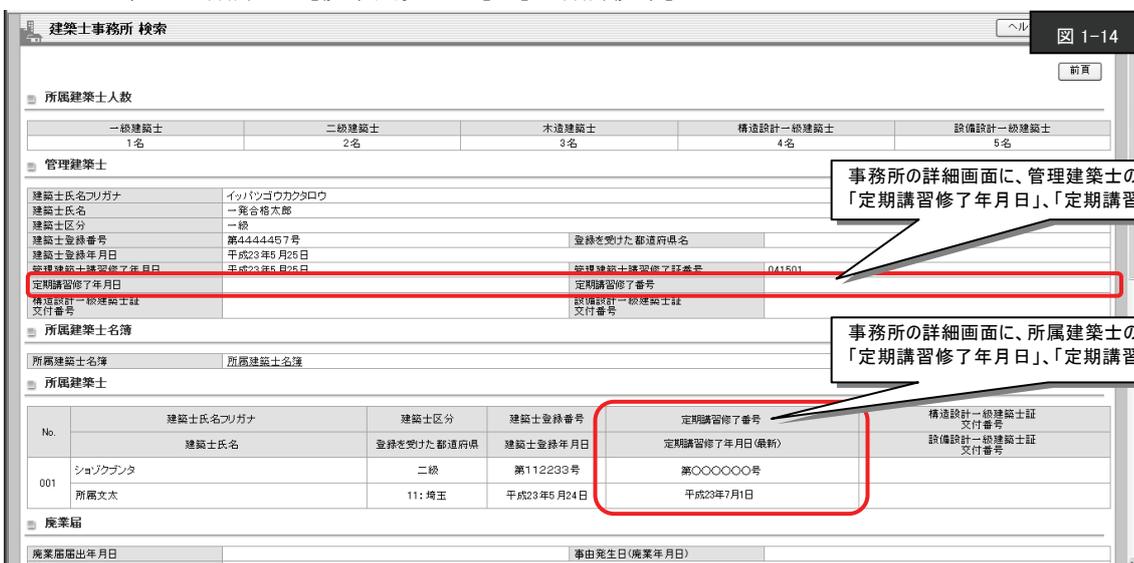


＜CSV 出力項目＞

事務所登録番号	事務所資格区分	事務所名称	事務所所在地郵便番号	事務所所在地	事務所電話番号	事務所 Fax 番号
開設者(個人、法人)	登録都道府県	合格年月日	建築士登録番号	建築士資格区分	建築士氏名	定期講習修了年月日(最新)

(3). 事務所検索詳細画面に管理建築士・所属建築士の定期講習受講情報の表示欄を追加した。

＜建築士事務所＞→[検索閲覧処理]→[事務所検索]



(4). 建築士事務所 DB に登録されている全ての管理・所属建築士の「定期講習修了年月日」及び「定期講習修了番号」について、一日一回自動更新処理にて建築士 DB より最新情報を取得し、建築士事務所 DB に反映させる。これにより建築士事務所検索結果及び定期講習受講履歴出力(CSV ファイル 図 1-13 参照。)に表示されるようになった。

＜建築士事務所＞→[検索閲覧処理]→[事務所検索]

図 1-15

一日一回の自動更新処理により、管理建築士の「定期講習修了年月日」、「定期講習修了番号」欄を更新。

一日一回の自動更新処理により、所属建築士の「定期講習修了年月日」、「定期講習修了番号」欄を更新。

(5). 建築士事務所 DB の管理建築士「管理建築士講習修了年月日」、「管理建築士講習修了番号」について、今回システム改修リリース時に同欄が空欄の場合、建築士 DB より最新情報を取得、更新処理を行った。

＜建築士事務所＞→[検索閲覧処理]→[事務所検索]

図 1-16

建築士事務所 DB の管理建築士「管理建築士講習修了年月日」、「管理建築士講習修了番号」が空欄の場合のみ、自動更新処理にて建築士 DB より最新情報取得にて更新を行った。(当改修時 1 回のみ)

(6). 所属建築士の登録件数を最大 5000 件まで登録可能とした。

＜建築士事務所＞→[登録申請処理]→[建築士事務所新規入力、校正入力、変更届、更新入力]or  
→[データ管理]→[誤記訂正]

図 1-17

1 事務所あたり、最大で 5000 人分の所属建築士情報を登録可能とした。(改修前は 999 件まで。)

## 2. 【事務所システム】業務報告書の提出状況表示機能

(1). 各事務所の業務報告書の提出有無について、6年間分の表示が行えるようになった。

1). <建築士事務所>→[業務報告処理]→[業務報告内容管理]で、検索結果の一覧に業務報告書の提出有無を6年間分表示し、CSVファイルで出力できるようになった。

<業務報告内容管理 検索画面>

図 2-1

「事務所資格区分」欄を、ラジオボタンからチェックボックスに変更した。

「登録番号」欄を自由入力に変更した。

「業務報告提出年月日」欄を新設。入力した年月日より過去6年前までの報告書受理状況を検索・一覧で表示ができる。(※検索キーは報告受理時の「報告受理年月日」)。

・[検索]をクリックすると、検索結果の新画面が開く。(図 2-2)

<業務報告内容管理 検索結果画面(新規画面が開く)>

図 2-2

検索結果が一覧で表示され、各事務所の各年度毎6年分の業務報告書の提出の有無が「○」(提出済み)、「-」(未提出)で表示される。

[業務報告履歴出力]をクリックすると、CSVファイルにて出力される。(図 2-3)

<業務報告履歴出力 CSV ファイル出力>

図 2-3

事務所登録番号	登録年月日	事務所資格区分	決算月	事務所名称	開設者(個人、法人)	事務所所在地郵便番号
123456	平成20年3月10日	一級	2月	スタジオA		
1234567890	平成21年10月23日	一級	11月	株式会社鈴木建築設計事務所		
01234567	平成22年5月16日	一級	2月	近藤建設株式会社		

<CSV 出力項目>

事務所登録番号	登録年月日	事務所資格区分	決算月	事務所名称	開設者(個人、法人)	事務所所在地郵便番号
				事務所所在地	事務所電話番号	事務所 Fax 番号
						年度表示(6年分)

(2). 業務報告受理の「事業年度」欄をプルダウンから選択へと変更した。

「事業年度」欄で選択した年度の報告書が提出されたものとしてデータベースに登録を行う。

図 2-4

登録 戻る

年次業務報告履歴

\*報告受理年月日 平成 23 年 7 月 11 日

\*事業年度 **平成22年度**

報告書資料 参照...

備考

その他添付資料 参照...

プルダウンで事業年度を選択。「報告受理年月日」の日付にかかわらず、この欄で選択した年度の提出分としてデータベースに登録される。

### 3. 【事務所システム】登録証明書のイメージデータ対応

(1). 事務所システムで建築士事務所登録証明書の管理建築士名の氏名イメージ出力に対応した。

< 建築士事務所 登録証明書発行画面 >

図 3-1

登録証明書印刷 戻る

氏名イメージを印刷する

登録事務所情報

申請発行年月日 平成23年5月26日

登録番号 hatsuban0525 登録年月日 平成23年5月26日

事務所資格区分 一級

事務所名称フリガナ カブシキガイシャイチゴウカクセキジムシヨ

事務所名称 株式会社一発合格設計事務所

事務所名イメージ表示

事務所所在地郵便番号 1620825

事務所所在地 東京都新宿区神楽坂1-2-3-4-5-6

事務所所在地ビル名等 神楽坂ビル4階

事務所電話番号 0352257705 事務所FAX番号

処分歴

処分年月日 平成23年5月26日 処分の区分 開業命令

処分の事由 開業命令に値することを行った

開業命令期間 開業命令期間です

開業命令終期 平成23年5月30日 開業命令終期 平成23年6月30日

備考 備考を記入する欄です

添付資料

財団法人建築行状情報センター  
お問い合わせ to:iamase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

証明書印刷 戻る

証明書出力時、管理建築士名のイメージデータ表示の有無を選択できる。

図 3-2

PDF 出力

建築士事務所登録証明書

下記のとおり相違ないことを証明する。

平成23年 7月22日

ICBA

記

事務所名称	株式会社一発合格設計事務所
所在地	東京都新宿区神楽坂1-2-3-4-5-6 神楽坂ビル4階
開設者氏名	一発合格太郎
登録番号	一級 ICBA知事登録 hatsuban0525
登録年月日	平成23年 5月26日
登録有効期間	平成23年 5月26日 ~ 平成28年 5月25日
管理建築士名	一発合格太郎 氏名イメージデータ表示欄
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第4444457号

管理建築士名外字イメージ表示欄を追加  
(建築士 DB の「氏名イメージ表示」より引用。)

#### 4. 【建築士システム】 免許証データ取込み容量変更

(1). [建築士]→[データ取込処理]→(免許証・構造設備建築士データ取込)[免許証データ取込]で一回あたりで取込める最大データ件数・容量を下表のとおり変更した。

	改修前	改修後
最大登録データ件数	100 件	1000 件
最大登録データ容量	10MB	100MB

#### 5. 【建築士システム】 登録証明書への記載追加

(1). 建築士システムの建築士登録証明書に「旧姓」、「通称名」を追加した。

PDF 出力
図 5-1

**建築士登録証明書**

下記のとおり一級建築士名簿に登録されていることを証明します。

平成23年 6月 8日

中央指定登録機関  
社団法人日本建築士会連合会  
記

フリガナ	オタメシ タロウ		
氏名	おとし 太郎		
旧姓	昔名		
通称名	通称名 太郎		
生年月日	昭和50年 2月 2日		
登録番号	一級 国土交通大臣登録 第4444452号		
登録年月日	平成23年 5月13日		
構造設計一級建築士証番号		構造設計一級建築士証交付年月日	
設備設計一級建築士証番号		設備設計一級建築士証交付年月日	

**講習**

講習区分	講習修了証番号	講習を修了した年月日
構造設計一級建築士		
設備設計一級建築士		
管理建築士	6633	平成20年10月10日

**定期講習履歴**

講習区分	講習修了証番号	直近の講習を受けた年月日
一級建築士定期講習		
構造設計一級建築士定期講習		
設備設計一級建築士定期講習		

処分歴はありません。

旧姓、通称名欄 追加  
**【旧姓】**  
 建築士 DB の「旧姓」より引用する。  
 (「旧姓イメージ表示」がある場合はそちらが優先表示される。)  
**【通称名】**  
 建築士 DB の「通称名(姓名)」より引用する。  
 (「通称名イメージ表示」がある場合はそちらが優先表示される。)  
 ※旧姓、通称名共、データ登録されていない場合は、空欄表示となる。)

## 6. バグ修正

### (1). 建築士事務所システムのバグ修正。

#### 1). 全項目出力

- i). 所属建築士が一部出力されない不具合について、全ての所属建築士が出力されるよう修正した。
- ii). 所属建築士の重複、欠損などの出力不具合について、正常出力されるよう修正した。

#### 2). 校正リスト

[事務処理] - [校正リスト出力] で、二級建築士事務所の PDF 出力不具合について、正常出力されるよう修正した。

(校正リストの表示不具合のみであり、入力内容はリリース時から正常に登録されている。)

### (2). 建築士システムのバグ修正。

#### 1). 死亡・失踪宣告

[その他の申請処理] - [死亡・失踪宣告] で、[届出年月日]、[届出登録年月日]より[発生年月日]が旧日付であった場合、エラーが発生した不具合を修正した。

#### 2). 士証返納(一級のみ)

[建築士検索] - [構造・設備建築士証] で、返納の際「交付年月日」欄が空欄であったが、「交付申請日/返納申請日」欄と同年月日が入力されるようにした。また、「交付年月日」欄も「交付年月日/返納年月日」へと名称変更した。

No.	内容	交付申請日/返納申請日	手続種別	構造・設備建築士証交付番号	交付年月日/返納年月日
001	構造設計一級建築士	平成24年1月23日	返納	第16号	平成24年1月23日
002	設備設計一級建築士	平成12年10月19日	交付	第16号	平成12年10月19日
003	構造設計一級建築士	平成12年10月19日	交付	第16号	平成12年10月19日

「交付年月日」  
→「交付年月日/返納年月日」へと  
項目名を変更した。

返納の際は空欄となっていたが、「交  
付申請日/返納申請日」と同日が表示  
されるよう修正した。

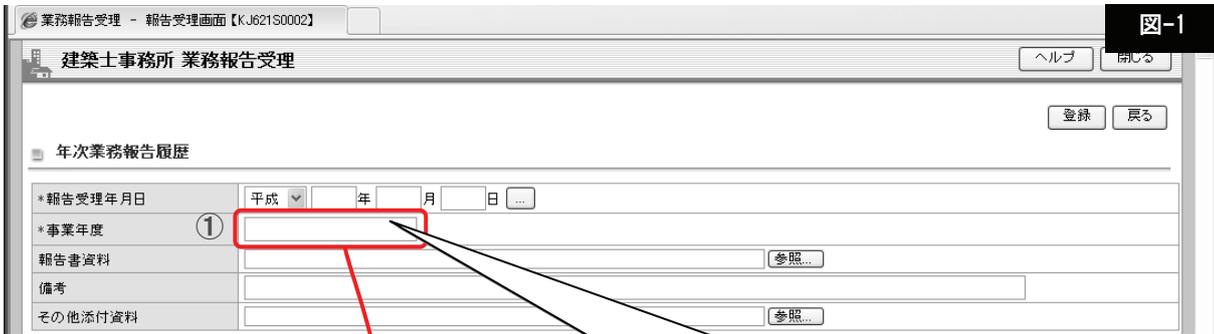
以上

(参考) 2. 【事務所システム】 業務報告書の提出状況表示機能 関係

■建築士事務所システム 業務報告受理 機能改修後の対応について

□業務報告受理 機能改修概要

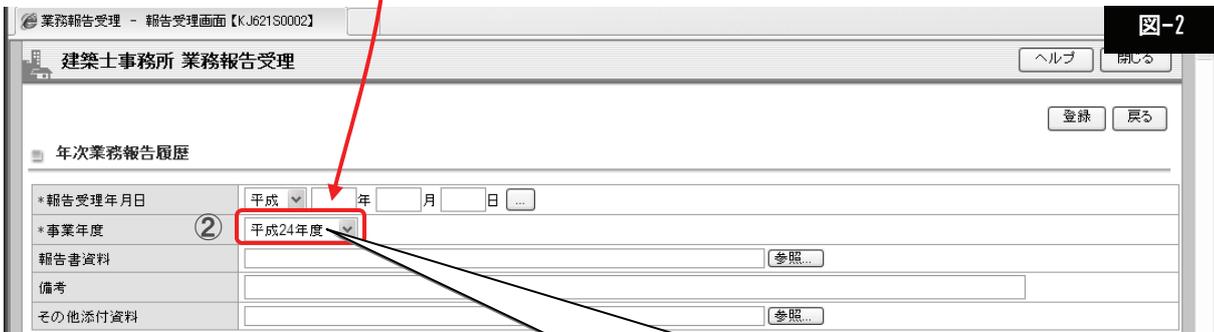
【機能改修前（これまで）】業務報告受理→年次業務報告履歴入力画面



現行のシステムでは事業年度は自由入力欄となっている。

改修

【機能改修後】業務報告受理→年次業務報告履歴入力画面



事業年度はプルダウンで選択するように機能改修を行った。

この度の機能改修により、

[業務報告受理] → [年次業務報告履歴入力画面]

の「事業年度」の入力欄を、自由入力欄(図-1) ①から年度を選択するプルダウン式(図-2) ②に変更しました。

これにより「業務報告内容管理」の検索結果一覧に、各事務所の過去6年間分の業務報告書提出の有無が表示されるようになりました。

事務所名称	H19	H20	H21	H22	H23	H24
JA	-	○	-	○	-	○
社錦木建築設計事務所	-	-	○	-	○	○
該株式会社	-	-	-	○	○	○

業務報告履歴出力

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved

## □機能改修後の対応について

この機能改修により「事業年度」欄に既に登録されているデータについては、表1のとおりICBAが登録内容の置き換えを行います。

＜ICBA が置き換えを行うもの＞

(1)“平成〇〇年度”

と登録している場合、機能改修後はプルダウン部分を  
“平成〇〇年度”  
に置き換えます。

(2)”〇〇年”

などと登録している場合、機能改修後はプルダウン部分を  
“平成〇〇年度”

と置き換えて差し支えないと想定されるものについては、ICBA が然るべき年度に置き換えを行います。

(平成24年3月16日までに事業年度欄に登録した案件について置き換えを行い、新機能リリース時に反映します。

3月17日以降に同欄へ登録した案件は以下(3)と同様の扱いとなります。→表2参照)

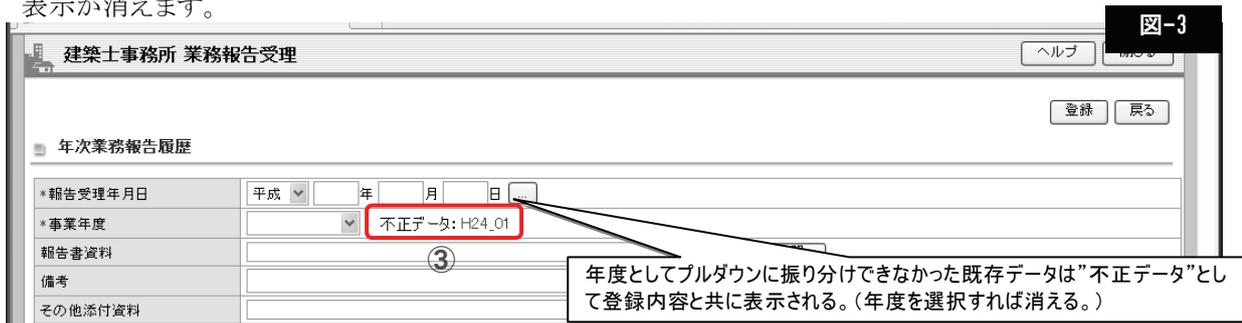
※ この置き換え作業は、平成23年9月12日に送付した「建築士・事務所登録閲覧システム改修に関するお願い」で貴庁がICBAに作業依頼する旨ご回答頂いたことに基づいて行なうものです。

＜ICBA が置き換えできないもの＞

(3)年度への置き換えの判断がつかない登録内容については、  
”不正データ:〇〇”

としてプルダウンの横に登録内容と共に表示され、プルダウンの年度は未選択となります。(図-3) ③)

この場合はユーザー様のご判断でプルダウンの年度選択を行なってください。年度選択後は、”不正データ:〇〇”の表示が消えます。



■表1

①【機能改修前】 「事業年度」欄登録内容	対応可否	②【機能改修後】 プルダウン表示(置換後)	備考	事務所登録番号
平成年20度	ICBAで対応可能	平成20年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成年21度	ICBAで対応可能	平成21年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成19・20年度	ICBAで対応不可		ユーザー様のご判断でプルダウンから選択をお願い致します。	第4321号
平成19年度	ICBAで対応可能	平成19年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成20年度	ICBAで対応可能	平成20年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成21年	ICBAで対応可能	平成21年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成21年度	ICBAで対応可能	平成21年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成22年度	ICBAで対応可能	平成22年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
平成22年度(A)	ICBAで対応不可		ユーザー様のご判断でプルダウンから選択をお願い致します。	第1234号
平成23年度	ICBAで対応可能	平成23年度	ICBAが②の表示に置き換えを行います。	
第778899号	ICBAで対応不可		ユーザー様のご判断でプルダウンから選択をお願い致します。	第778899号

※ この表についてご質問等がある場合は、以下までご連絡をお願い致します。

一般財団法人 建築行政情報センター

建築士システムサポートデスク

E-Mail : toiwase@icba.or.jp

TEL : 03-5225-7720

## 建築行政共用データベースシステム I C B Aからの報告事項

- 1．運用状況等
  - (1) 利用機関一覧
  - (2) 運用状況
  - (3) 障害対応
  
- 2．利用料の概要と改訂方針
  - (1) 現行利用料の概要
  - (2) 現在の運営状況と今後の見込み
  - (3) 利用料改訂方針
  
- 3．システム基金に係るJ C B Aとの協議結果
  
- 4．その他
  - (1) EXCEL 取込ツールについて
  - (2) 指定機関向けパッケージソフトとの連携
  - (3) I C B Aにおける建築物台帳等支援業務のご案内について

一般財団法人建築行政情報センター



## 1 . 運 用 状 況 等

(1) 利用機関一覧

平成 24 年 4 月 16 日現在

利用形態				利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム(大臣認定データベース含む)			
No	区域	機関名	導入年度 区分	No	区域	機関名	導入年度 区分
1	北海道	北海道	22 都道府県	51	埼玉県	日高市	23 限特
2		函館市	22 4条1項	52		松伏町	22 限特
3		旭川市	23 4条1項	53	千葉県	千葉市	22 都道府県
4		室蘭市	22 4条2項	54		千葉市	22 政令市
5		釧路市	24 4条2項	55		松戸市	23 4条1項
6		苫小牧市	22 4条2項	56		柏市	22 4条1項
7		東神楽町	23 限特	57		市原市	23 4条1項
8		中標津町	23 限特	58		八千代市	23 4条2項
9	青森県	弘前市	23 4条2項	59		木更津市	22 限特
10		八戸市	23 4条2項	60		野田市	23 限特
11	岩手県	岩手県	22 都道府県	61		茂原市	22 限特
12		盛岡市	23 4条1項	62		習志野市	22 限特
13		北上市	22 限特	63		流山市	23 限特
14		一関市	22 限特	64		鎌ヶ谷市	23 限特
15		釜石市	22 限特	65		君津市	23 限特
16	宮城県	宮城県	23 都道府県	66		白井市	24 限特
17		仙台市	22 政令市	67	東京都	港区	22 特別区
18	秋田県	秋田市	23 4条1項	68	神奈川県	神奈川県	22 都道府県
19	山形県	山形県	22 都道府県	69		川崎市	23 政令市
20		酒田市	22 限特	70		横須賀市	23 4条1項
21		天童市	23 限特	71		藤沢市	24 4条1項
22	福島県	福島県	22 都道府県	72		平塚市	23 4条1項
23		いわき市	23 4条1項	73		小田原市	22 4条2項
24		会津若松市	22 限特	74		茅ヶ崎市	22 4条2項
25		須賀川市	22 限特	75		秦野市	23 4条2項
26	茨城県	茨城県	22 都道府県	76		厚木市	23 4条2項
27		水戸市	22 4条1項	77		大和市	23 4条2項
28		日立市	22 4条2項	78	新潟県	新潟県	23 都道府県
29		土浦市	23 4条2項	79		新潟市	22 政令市
30		古河市	22 4条2項	80		柏崎市	22 4条2項
31		北茨城市	22 4条2項	81		新発田市	22 4条2項
32		取手市	22 4条2項	82		上越市	23 4条2項
33		つくば市	22 4条2項	83	富山県	富山県	23 都道府県
34		ひたちなか市	22 4条2項	84		富山市	23 4条1項
35	栃木県	栃木県	23 都道府県	85		財団法人富山県建築住宅センター	23 知事指定
36		鹿沼市	23 4条2項	86	石川県	石川県	23 都道府県
37		小山市	22 4条2項	87		金沢市	23 4条1項
38		那須塩原市	23 4条2項	88		野々市市	24 4条2項
39		大田原市	24 4条2項	89	福井県	福井県	22 都道府県
40	群馬県	藤岡市	23 限特	90		福井市	23 4条1項
41		富岡市	23 限特	91		一般財団法人福井県建築住宅センター	23 知事指定
42	埼玉県	埼玉県	22 都道府県	92	山梨県	山梨県	23 都道府県
43		さいたま市	23 政令市	93		甲府市	23 4条2項
44		川口市	22 4条1項	94	長野県	諏訪市	22 限特
45		草加市	23 4条2項	95	岐阜県	大垣市	23 4条2項
46		熊谷市	24 4条2項	96		各務原市	24 4条2項
47		飯能市	22 限特	97	静岡県	静岡県	23 都道府県
48		東松山市	23 限特	98		静岡市	23 政令市
49		入間市	22 限特	99		浜松市	23 政令市
50		坂戸市	23 限特	100		沼津市	23 4条2項

平成 24 年 4 月 16 日現在

利用形態					利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	静岡県	富士宮市	22	4条2項	151	島根県	出雲市	22	4条2項
102		富士市	23	4条1項	152		浜田市	22	限特
103		焼津市	23	4条2項	153		益田市	23	限特
104		三島市	22	限特	154		大田市	22	限特
105		磐田市	23	限特	155		安来市	22	限特
106		伊東市	22	限特	156	岡山県	岡山県	22	都道府県
107		島田市	23	限特	157		津山市	22	4条2項
108		掛川市	23	限特	158		総社市	22	4条2項
109		藤枝市	23	限特	159		笠岡市	22	4条2項
110		御殿場市	23	限特	160	広島県	広島県	22	都道府県
111		袋井市	23	限特	161		福山市	23	4条1項
112		湖西市	23	限特	162		呉市	22	4条2項
113	愛知県	岡崎市	23	4条1項	163		東広島市	23	4条2項
114		一宮市	23	4条1項	164		廿日市市	23	4条2項
115		豊田市	23	4条1項	165		三次市	22	限特
116		安城市	23	限特	166	山口県	山口県	22	都道府県
117		西尾市	23	限特	167		宇部市	23	4条2項
118	三重県	三重県	23	都道府県	168		山口市	22	4条2項
119		四日市市	24	4条1項	169		周南市	23	4条2項
120		津市	22	4条1項	170		萩市	22	4条2項
121		松阪市	24	4条2項	171		防府市	22	4条2項
122		桑名市	23	4条2項	172		岩国市	22	限特
123		鈴鹿市	23	4条2項	173		長門市	22	限特
124		名張市	22	限特	174	愛媛県	愛媛県	22	都道府県
125	滋賀県	滋賀県	23	都道府県	175		松山市	22	4条1項
126		大津市	22	4条1項	176		今治市	22	4条2項
127		彦根市	23	4条2項	177		新居浜市	24	4条2項
128		近江八幡市	22	4条2項	178		宇和島市	22	限特
129		草津市	23	4条2項	179		西条市	22	4条2項
130		守山市	22	4条2項	180	高知県	高知県	23	都道府県
131		東近江市	23	4条2項	181		高知市	23	4条1項
132	京都府	京都府	22	都道府県	182		社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定
133		特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定	183	福岡県	大牟田市	23	4条2項
134	大阪府	大阪府	22	都道府県	184	佐賀県	佐賀県	22	都道府県
135		大阪市	24	政令市	185		佐賀市	22	4条2項
136		堺市	23	政令市	186	長崎県	長崎県	22	都道府県
137		寝屋川市	23	4条2項	187		長崎市	23	4条1項
138		和泉市	22	4条2項	188		佐世保市	22	4条1項
139		箕面市	23	4条2項	189		島原市	22	限特
140		羽曳野市	22	4条2項	190	宮崎県	宮崎県	24	都道府県
141		門真市	22	4条2項	191		宮崎市	24	4条1項
142	奈良県	奈良県	23	都道府県	192		日向市	23	4条2項
143		奈良市	22	4条1項	193	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県
144		橿原市	24	4条2項	194		霧島市	22	限特
145	和歌山県	和歌山市	23	4条1項	195	沖縄県	那覇市	22	4条1項
146	鳥取県	鳥取県	22	都道府県	196		うるま市	24	4条2項
147		鳥取市	24	4条2項					
148		倉吉市	23	4条2項					
149	島根県	島根県	22	都道府県					
150		松江市	24	4条2項					



建築士・事務所登録閲覧システム（登録）							
No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		社団法人青森県建築士会	建築士会	55		社団法人長野県建築士会	建築士会
6		社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61	公益社団法人静岡県建築士会	建築士会	
12	秋田県	秋田県	都道府県	62	社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会	
13		社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64	三重県	公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		社団法人山形県建築士会	建築士会	65		社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67	滋賀県	社団法人三重県建築士会	建築士会
18		社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70	京都府	社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73	大阪府	社団法人京都府建築士会	建築士会
24		社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76	兵庫県	社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79	奈良県	社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		社団法人埼玉県建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	和歌山県	和歌山県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	社団法人和歌山県建築士会	建築士会
33		社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
34		社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84	鳥取県	鳥取県	都道府県
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	社団法人鳥取県建築士会	建築士会
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
37		社団法人東京建築士会	建築士会	87	島根県	島根県	都道府県
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	社団法人島根県建築士会	建築士会
39	国土交通省住宅局建築指導課	国	89	社団法人島根県建築士事務所協会		事務所協会	
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90	岡山県	岡山県	都道府県
41		社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91		社団法人岡山県建築士会	建築士会
42		社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92	社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会	
43	新潟県	新潟県	都道府県	93	広島県	社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		社団法人新潟県建築士会	建築士会	94		広島県	広島県
45	社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95	山口県	社団法人広島県建築士会	建築士会	
46	富山県	富山県	都道府県		96	社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98	社団法人山口県建築士会	建築士会	
49	石川県	石川県	都道府県	99	社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会	
50		社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県



( 2 ) 運用状況 ( 平成 2 4 年 3 月度実績 )

建築士・事務所登録閲覧システム及び台帳・帳簿登録閲覧システム運用状況

3 月度		台帳		建築士	
		ログイン計	コネクション計	ログイン計	コネクション計
木	2012/3/1	2124	105738	724	18782
金	2012/3/2	2383	100512	734	20551
土	2012/3/3	19	756	28	480
週計	3/1 ~ 3/3	4526	207006	1486	39813
日	2012/3/4	22	654	8	133
月	2012/3/5	2557	109936	1109	28335
火	2012/3/6	2830	117894	1112	27356
水	2012/3/7	2719	102205	1024	34670
木	2012/3/8	2683	114475	934	28990
金	2012/3/9	2834	112288	932	28906
土	2012/3/10	17	826	37	1477
週計	3/5 ~ 3/10	13662	558278	5156	149867
日	2012/3/11	18	885	16	1469
月	2012/3/12	4105	90127	1040	26531
火	2012/3/13	2775	128565	862	27723
水	2012/3/14	2951	105863	910	28990
木	2012/3/15	2597	111783	884	28825
金	2012/3/16	2794	111594	759	26507
土	2012/3/17	13	1473	18	967
週計	3/11 ~ 3/17	15253	550290	4489	141012
日	2012/3/18	23	1408	12	1069
月	2012/3/19	2508	112550	962	30013
火	2012/3/20	32	2084	26	635
水	2012/3/21	2206	114488	822	28129
木	2012/3/22	2411	119611	832	28178
金	2012/3/23	2280	100006	758	24740
土	2012/3/24	46	2367	31	739
週計	3/18 ~ 3/24	9506	452514	3443	113503
日	2012/3/25	46	2398	25	1404
月	2012/3/26	2511	119841	939	28686
火	2012/3/27	2502	119798	919	28580
水	2012/3/28	2330	109375	854	28520
木	2012/3/29	2505	116581	770	28876
金	2012/3/30	2672	109415	947	29733
土	2012/3/31	80	4717	0	0
週計	3/25 ~ 3/31	7389	351412	2737	87190
全合計		46262	2119500	17311	531385
日平均		1492	68371	558	17141

【概説】 ログイン数は、延べの利用者数を意味する。

DB アクセス回数は、利用者が DB にアクセスした回数の総計を意味する。

建築士・事務所登録閲覧システムのログイン数には、台帳・帳簿登録閲覧システムからの照会回数も含まれる。

通知・報告配信システム運用状況

3月度 民間機関報告物件数と行政庁取得数

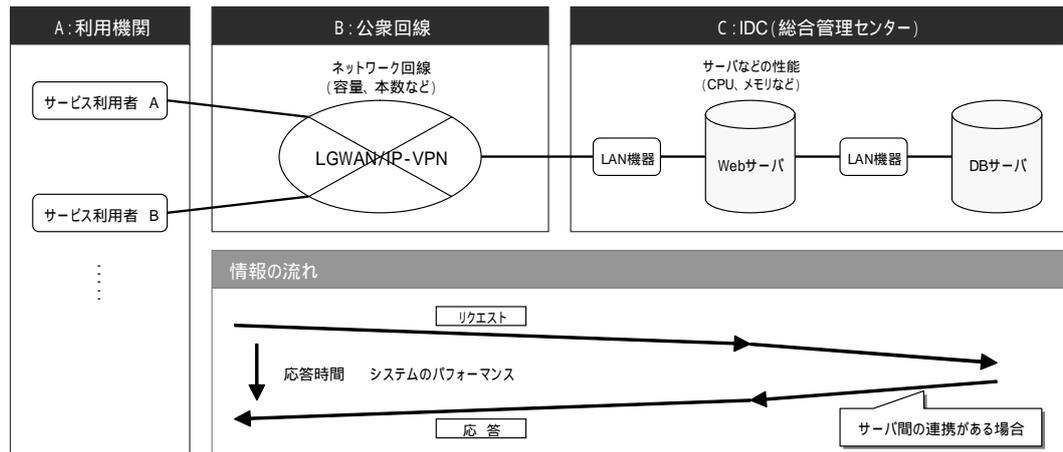
曜日	日付	民間組織報告物件数	行政庁取得物件数
木	2012/3/1	1040	210
金	2012/3/2	17	484
土	2012/3/3	0	0
日	2012/3/4	0	0
月	2012/3/5	652	321
火	2012/3/6	50	523
水	2012/3/7	14	296
木	2012/3/8	782	206
金	2012/3/9	7	279
土	2012/3/10	67	0
日	2012/3/11	0	11
月	2012/3/12	707	175
火	2012/3/13	33	260
水	2012/3/14	17	292
木	2012/3/15	940	398
金	2012/3/16	15	254
土	2012/3/17	0	0
日	2012/3/18	0	0
月	2012/3/19	795	406
火	2012/3/20	55	0
水	2012/3/21	62	974
木	2012/3/22	994	316
金	2012/3/23	236	463
土	2012/3/24	0	0
日	2012/3/25	0	0
月	2012/3/26	772	519
火	2012/3/27	60	450
水	2012/3/28	50	310
木	2012/3/29	403	110
金	2012/3/30	645	773
土	2012/3/31	60	0
3月度合計		8473	8030

【概説】民間機関からの報告件数と行政庁の取得件数に差があるが、これは行政庁が報告を即時受け付けているわけではなく、数日程度のタイムラグが有ることにより発生している。

### (3) 障害対応

#### 【発生原因と対策】

障害発生箇所については、利用機関のネットワーク環境、回線、システムが稼働する環境（IDC内）に原因が考えられたため、各々を下図A・B・Cの3つのセグメントに分類し、現象の確認及び調査を実施致しました。



注1) セグメントAとは、建築行政共用データベースを利用されている機関（行政庁）内部のクライアントPC、ネットワーク関連各種機器等に起因する障害が考えられるセグメントのこと。

注2) セグメントBとは、回線に起因する障害が考えられるセグメントのこと。

注3) セグメントCとは、建築行政共用データベースシステムを設置したIDC（Internet Data Center）内部のネットワーク関連機器、サーバーに起因する障害が考えられるセグメントのこと。

セグメントAについては、利用機関毎にネットワーク構成が異なるため利用機関の皆様のご協力を得て現地にて、セグメントBについては回線事業者の協力を得て、また、セグメントCについては独自に確認及び調査を行いました。その結果、これまでに判明致しました障害の原因と対策を以下の通り説明させていただきます。

セグメントAについては、利用者側の対策が必要となりますのでご留意下さい。

#### セグメントA 関連

- ア クライアントPCの性能とIE6の組合せ  
(現象) 数十秒以上、画面に何も表示されない(白のまま)  
(原因) クライアントPCの性能とIE6の性能(Javascript、レンダリング処理の遅さ(Firefoxの数倍以上の時間))が相互に影響して表示用画像の生成に時間がかかるため  
(対策) 機種交換または、メモリの増設(現象を回避できる場合がある)  
例: CPU: セレロン、周波数: 1.4GHz、メモリ: 512MByte
- イ URLフィルタリングソフトウェアの設定  
(現象) 画面の切り替わりに数分以上の時間を要する  
(原因) URLフィルタリングソフトウェアの設定によって、サーバーとの通信に不具合を生じていたため

(対策) 設定変更

例: InterScan WebManager において「セッションを維持する」設定を変更

#### ウ ブラウザの設定

(現象) 画面上に「...このページを表示できません」と表示されたり、表示されるべき画面 (Pop Up で表示) が表示されず、入力を続けられなくなってしまう

(原因) クライアント PC の IE の設定が適切に行われていなかったため

(対策) 設定変更

例: Cookie の許可設定、SSL 及び TLS 接続の許可設定、ポップアップの許可設定等

#### エ ブラウザの種類

(現象) ポップアップ画面が閉じない、システム例外の発生、画面が真っ白になり応答しない、入力結果が反映されない、入力した情報が消えてしまう等

(原因) ブラウザのバージョン、ブラウザの種類に依り h t m l (画面表示用の言語) の解釈に差があるため

(対策) 推奨ブラウザへの変更

例: 推奨ブラウザ: IE6、IE7、IE8、IE9、Firefox3.0  
(IE8、IE9はIE7互換表示設定)

推奨ブラウザ以外では、画像のズレ、システム例外等が発生

#### オ マスター情報の設定漏れ

(現象) 「エラー システム例外が発生しました」と表示され入力情報の登録ができない

(原因) マスター情報が正しく設定されていないため

(対策) マスター情報の設定に誤りがある場合はその内容を修正し、設定漏れがある場合には正しい情報を設定する

例: 番号発番の初期設定を行わずに、受付から物件登録を行うと「エラー システム例外が発生しました」と表示され、登録できない

### セグメント B

これまでのところ、障害は確認されておりません。

### セグメント C

#### ア ファイアーウォールの設定

(現象) クライアント PC において画面が白いままになったり、「内部サーバーエラー」、「サーバーが見つかりません」、「表示するページがありません」等のエラーが発生し、ブラウザの再起動等が必要となる

(原因) LGWAN 接続装置とファイアーウォールの設定に誤り (全二重 (双方向同時に通信) / 半二重 (片方向ずつ送信) の設定) があり、通信が正しく行われなかったため

(対策) 設定変更 (済)

#### イ セッションタイムアウトの設定

(現象) 一画面の入力を完了し登録しようとする時、「内部サーバーエラー」、「サーバーが見つかりません」等のエラーが発生し、ブラウザの再起動等が必要となる

(原因) セッション (クライアント PC とサーバー間通信の通信維持) タイムアウト値が短か過ぎたため、1画面内の入力中であっても、タイムアウトが発生し、通信が途絶えてしまったため

(対策) タイムアウト値の延長 (済)

#### ウ データベースの格納領域の構成

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) データベースソフトウェアがアクセス (データの読み書き) するハードディスク

領域が論理的に1つのユニットとなっていたため、重い処理が有ると、その処理が終わるまで次の処理が待たされる場合があったため

(対策) 論理ユニットを1つから4つに変更(物理的にも変更)し、最大4つの処理が同時に実行できるように変更した(済)

#### エ データ抽出処理による応答性の低下

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) データ抽出処理時、サーバーの資源(メモリ、CPUの稼働率等)の大半がデータ抽出処理に割り当てられてしまい、同時期に利用していた利用者の処理が進まなくなってしまう場合があったため

(対策) DBを制御するプログラムの一部に冗長な箇所があったためプログラムを修正すると同時に、DBのインデックス付与の仕方を見直し、資源の使用量の削減と高速化を図った(済)

#### オ 「検査率の算定・督促状」機能利用時の応答性低下

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) 検査率の算定・督促状の処理時、サーバーの資源(メモリ、CPUの稼働率等)の大半がデータ抽出処理に割り当てられてしまい、同時期に利用していた利用者の処理が進まなくなってしまう場合があったため

(対策) 現在、お知らせ欄に、検査率の算定・督促状機能の利用時間を業務時間外時間に限定してデータ抽出処理を実施中。現在改修中。

### 【利用上の留意事項】

検査率算定・督促状機能については、以下にご留意をお願いします。

検査率算定・督促状機能は、負荷が大きいため、実行中は他の処理に大きな影響を与えてしまうことが判明しました。

検討の結果、負荷軽減の改修が必要であるほか、バグの存在も確認しました。そこで、当面はそれらの改修を行い、その後、仕様を全面的に見直す改修も必要であると考えております。

そこで、改修が完了するまでの間のご利用については、「お知らせ」欄において、以下のとおり業務時間外に実行して頂くようお願いをしております。

ご不便をおかけして大変申し訳ありませんが、暫くの間よろしく申し上げます。

#### 【実施時間帯(曜日を問わず)】

・ 12:00 ~ 12:30 の時間帯

・ 18:00 ~ 07:30 の時間帯



## 2 . 利用料の概要と改訂方針

## ( 1 ) 現行利用料の概要 ( これまでの共用 D B 総会等における説明 )

### 基本的な考え方

- ア 共用 D B は、構築は国費で、運営は利用者による利用料で賄う。
- イ 営利事業ではなく、優れて公益性の高い事業であることを前提に、利用料を関係者で「分担する」という考え方も取り入れる必要がある。
- ウ 支出 ( 年間運営経費総計 ) 収入 ( 年間利用料収入総計 ) として利用料を設定し、かつ、現行システムからの移行時及び将来のシステム刷新等において利用者負担が激変しないよう、利用者負担額の設定方法を工夫する必要がある。

### 円滑な移行への配慮

- ア 一定期間の激変緩和措置を設ける。
- イ 普及に伴い、情報の相互利用の観点からも、コスト的にも本来のメリットを創出可能。以上を踏まえ、平成 2 4 年度末まで、次の 3 つの施策を講じるとともに、利用料は変動させないこととした。
  - 1) ほくと導入庁は、ほくと利用総額の 95% を上限
  - 2) ほくと未導入庁は台帳 S の利用料を半額
  - 3) 配信 S を無償提供

### 利用料金額の算定方法

- ア 業務規模等による分担
  - ・機関区分 ( 県、政令市、大臣指定、知事指定等 ) による「定額部分」、
  - ・確認件数等に応じた「従量部分」 以上を、各サブシステムの利用者を踏まえて設定
- イ 確認件数等計上基準
  - ・利用開始 2 年前の件数を基準として計上
  - ・100 件未満はカット、4000 件超もカット
- ウ 利用実態と利用料の関係
  - ・予算措置を考慮し、利用年度の利用料は一定
  - ・当該年度の確認件数等の実績は、将来の年度における利用料に反映される

### 長期計画

- ・平成 2 4 年度に利用率 100% ( 全特庁・指定機関が利用 ) と想定し、年間運営経費総額と利用料収入が均衡するよう設定
- ・一方、運営経費は利用状況を見ながら縮減するよう努めていく
- ・利用者が 100% に達しない場合は、運営経費と利用料収入の総額により、適切に見直す必要を生じる。

(2) 現在の運営状況と今後の見込み

利用団体数

台帳システム：ほぼ想定どおりの利用率

システム名	区分	総 団体数	H24.4月現在利用中		H24年度末利用見込	
			団体数	利用率	団体数	利用率
台帳システム	特庁計	447	192	43%	250	60%
	指定機関計	123	4	3%	8	7%
	合計	570	196	34%	258	45%

配信システム等：利用率 100% 想定のところ、51%に見直しが必要

システム名	区分	総 団体数	H24.4月現在利用中		H24年度末利用見込	
			団体数	利用率	団体数	利用率
配信システム	特庁計	447	224	50%	268	60%
建築士システム(照会)	指定機関計	123	19	15%	20	16%
法令データベース	合計	570	243	43%	288	51%

建築士システム(登録)：想定どおりの利用率

システム名	区分	総 団体数	H24.4月現在利用中		H24年度末利用見込	
			団体数	利用率	団体数	利用率
建築士システム(登録)	国	1	1	100%	1	100%
	都道府県計	47	47	100%	47	100%
	登録機関計	78	78	100%	78	100%
	合計	126	126	100%	126	100%

道路システム：利用率 20% 想定のところ、2%に見直しが必要

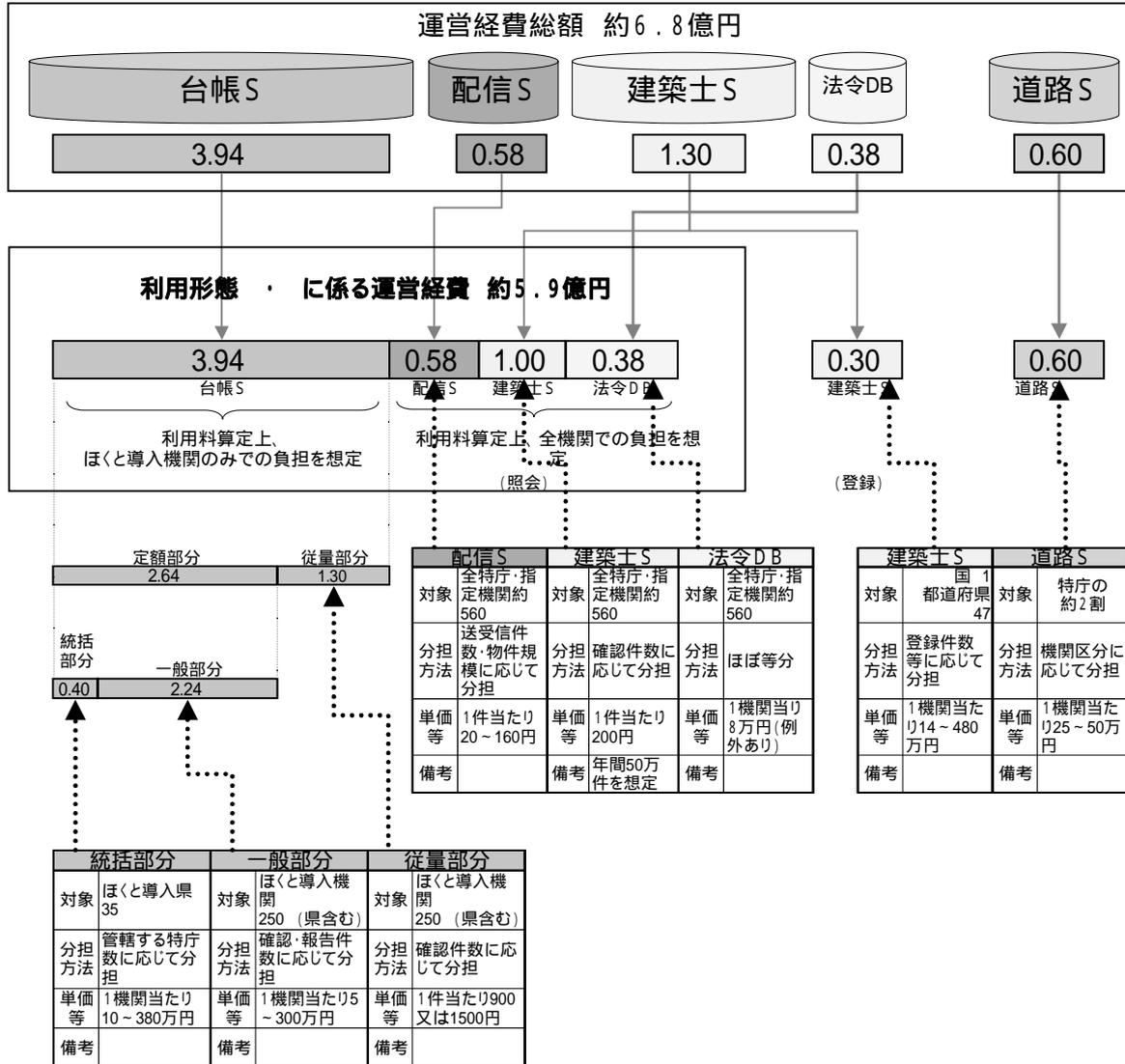
システム名	区分	総 団体数	H24.4月現在利用中		H24年度末利用見込	
			団体数	利用率	団体数	利用率
道路システム(特庁のみ)	合計	447	11	2%	11	2%

利用状況

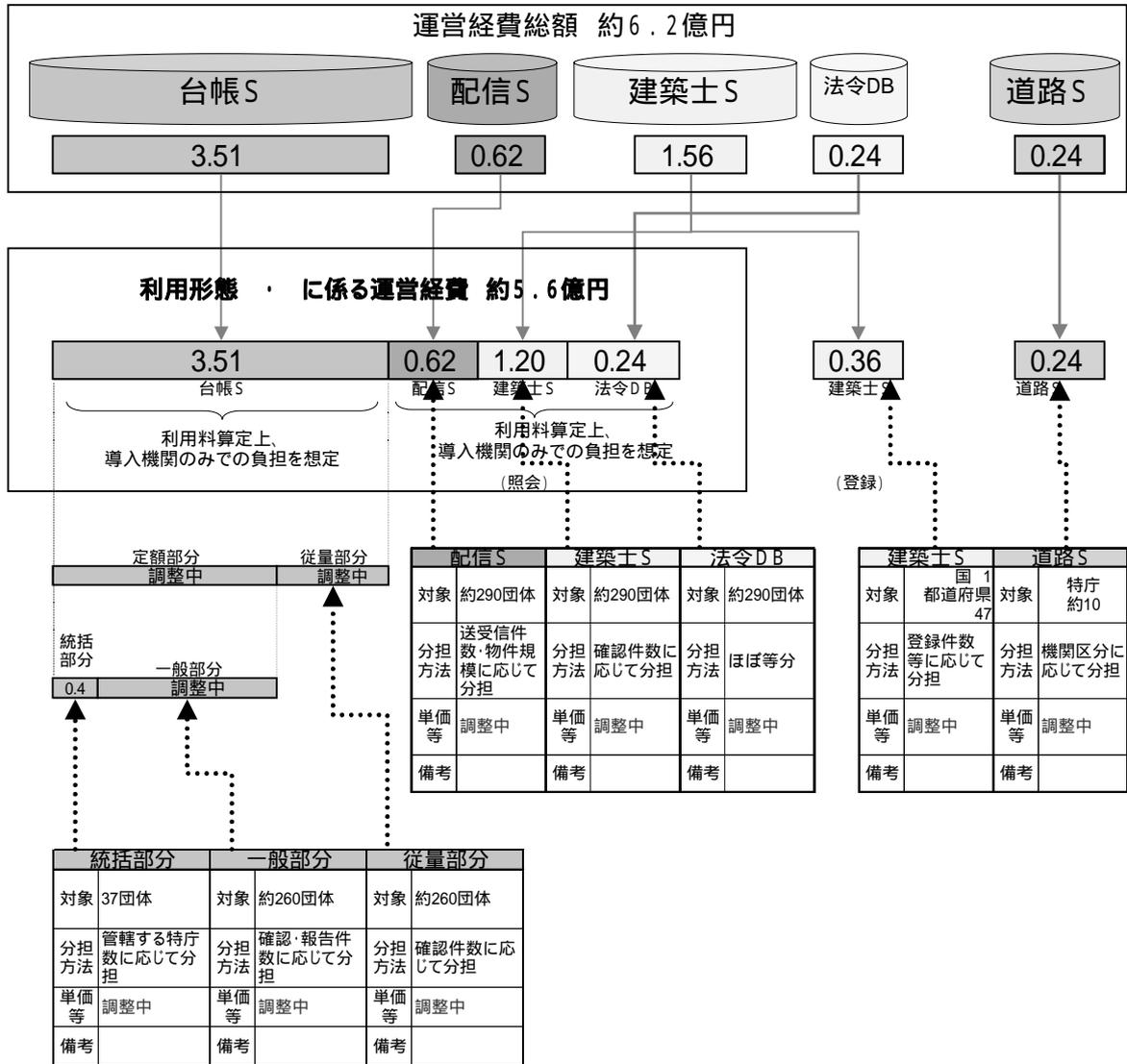
	登録件数 (H24.1月現在)	延べ利用者数 (1日当たり)	延べ更新回数 (1日当たり)
台帳システム	約 1,300 万件 確認検査(建築物)約 800 万件 確認検査(その他)約 400 万件 許可認定・定期報告等約 100 万件	約 2,000 人	約 50,000 回
配信システム	約 350 件	約 50 人	約 50 回
建築士システム (照会・登録合計)	建築士約 110 万件 事務所約 26 万件 (内、有効な事務所：約 11 万件)	約 700 人	約 20,000 回
法令データベース (建築基準法)		約 130 人	
(大臣認定)	約 23,000 件 (内、公開対象：約 12,000 件)	約 100 人	

# 運営経費

## ア 現在の利用料のベースとなっている運営経費と負担配分



イ 経費削減の実績、利用率等を踏まえた今後の運営経費と負担配分



注  
道路Sは、当初(平成21年度)はデータセンター方式を想定し、共通基盤と接続した形式での運営経費を計上していたが、アプリケーションの提供に留まっているため、データセンター費用及び共通基盤関係費用を除外して再計算した。このため、従前の運営経費から大幅に減額となっている。

- ・総額で6.8億円から6.2億円に縮減。
- ・内訳として、台帳S及び法令DBの運営経費が減、配信S及び建築士Sの運営経費が増となっている。

(参考)「イ 経費削減の実績、利用率等を踏まえた今後の運営経費」の積算内訳

サブシステム名 費用種別		台帳・帳簿 登録閲覧 システム	通知・報告 配信 システム	建築士・事務所 登録閲覧システム		建築 基準 法令DB	道路情報 登録閲覧 システム		費目別 小計	共通 基盤	費目別 合計 (共通基盤 含む)	費目別 税込合計
				登録	照会		庁内 サーバ	IDC				
保守費用	S/W保守	19,315	5,246	2,579	8,590	2,403	3,867	42,000	3,739	45,739	48,026	
	システム 基盤	H/W (ベンダ)	3,080	4,100	339	1,131	530		9,180	4,680	13,860	14,553
		M/W (ベンダ)	1,860	2,480	830	2,770	180		8,120	11,440	19,560	20,538
		M/W (SE)	1,000	1,000	231	769	1,000		4,000	1,000	5,000	5,250
システム 修繕費用	S/W修繕	126,571	16,176	7,099	23,640	3,368	10,143	186,997	7,268	194,265	203,978	
	システム 基盤	H/W	0	0	0	0	0		0	0	0	0
		M/W (SE)	500	500	115	385	500		2,000	1,000	3,000	3,150
再構築費用		49,933	2,248	7,800	25,975	3,221	4,311	93,488	17,911	111,399	116,969	
運営費用	IDC	5,294	7,058	1,497	4,973	2,353		21,174	20,586	41,760	43,848	
	通信基盤費	6,595	66	1,140	3,806	824		12,431	12,431	24,862	26,105	
	コールセンタ	5,729	57	992	3,305	716	0	10,800	10,800	21,600	22,680	
個別経費 ( + + + )		219,876	38,932	22,622	75,345	15,095	18,321	390,190	90,856	481,046	505,098	
共通基盤 按分		53,721	9,512	5,527	18,408	3,688		90,856				
コンティンジェンシー ( ~ ) × 10%		27,360	4,844	2,815	9,375	1,878	1,832	48,105				
諸経費(税抜総計 × 10%) =( ~ ) / 9		33,440	5,921	3,440	11,459	2,296	2,239	58,794				
共通経費( + + )		114,520	20,277	11,782	39,242	7,862	4,071	197,755				
各システム税抜合計 (個別経費 + 共通経費)		334,396	59,209	34,404	114,587	22,957	22,392	587,945				
各システム税込合計		351,116	62,169	36,124	120,316	24,105	23,511	617,342				
利用形態 ・ に係る運営経 費		351,116 3.51億	62,169 0.62億		120,316 1.20億	24,105 0.24億		557,707 5.6億				

「現在の利用料のベースとなっている運営経費」

各システム税込合計	394,435	57,762	29,998	99,864	37,921	29,146	31,318	680,444
			129,862			60,465		
利用形態 ・ に係る運営経 費	394,435 3.94億	57,762 0.58億		99,864 1.00億	37,921 0.38億			589,982 5.9億

(参考) 費用種別の説明 (S/W:ソフトウェア、H/W:ハードウェア、M/W:ミドルウェア)

## 保守費用

S/W 保守: 開発したソフトウェアの保守

- ・開発アプリのバグを起因とする障害時対応
- ・運用監視: 各サブシステムおよび共通基盤が問題無く稼働しているか、ログ等必要に応じて監視し、障害発生時に各種保守担当者に連絡するなど、二次窓口となる運用担当者の工数。  
システム基盤としての監視システムの監視とログ収集およびチェック。(H/W単体のアラートは24時間体制のIDCがチェック)
- ・管理費: 各サブシステムやベンダー間にまたがる調整などにかかる費用。

システム基盤部分の障害時対応

- ・H/W ベンダサポート  
障害発生時の部品調達・交換など。サービス種類によって対応が若干異なる。
- ・M/W ベンダサポート  
該当製品に対する年間サポート契約。
- ・M/W SEサポート  
該当製品に対する当システムの障害対応。  
(障害対応パッチ、またはサポート窓口からのアドバイスに従った作業での解決を対象とする。)

## システム修繕費用

システムの仕様変更や品質向上にかかる費用

S/W 修繕費

- ・法改正・機能修繕費用: 開発したSoftWareの法改正に伴う仕様変更や障害予防などの品質改善に掛かる費用はこの明細に積まれる。
- ・管理費: 財団の直接人件費。各サブシステム毎の新規データ入力やユーザー登録・変更などのデータメンテナンスに掛かる費用がここに積まれる。  
ICBA自身の人的リソースを使用する場合もあれば、外注業者に業務委託する場合もある。

システム基盤部分

- ・H/W: サイジング想定外の要因により、CPUやHDなどのシステムリソースが足りなくなった際にリソースを増強する。6年間は増強しない。
- ・M/W SEサポート  
OS、DBなどのセキュリティ、その他パッチの検証作業、および本番環境への適応作業。  
(このM/WSEサポートとの違いは、が既に発生した障害に対するパッチ当て。は今後、発生する可能性の有る障害に対する予防的なパッチ当て。)

## 再構築費用

- ・当システムの計画寿命後、再構築する際の費用。S/Wは12年間で再構築を想定。H/Wは6年間で再構築を想定。また、M/WやOSの変更には開発アプリの再テストも必要となる。

## 運営費用

システムを日々稼働させるために掛かる費用

- ・IDC: データセンター費用
- ・通信基盤費: 通信基盤の費用
- ・コールセンタ: 操作説明・サポート窓口人件費

## 共通基盤

- ・共通基盤システムに係る経費をサブシステムごとに按分した費用。

## コンティンジェンシー

- ・問題が発生した際に、その対応策を実施するために引き当てられる費用  
現時点で不明確な内容に関して、各運用経費のカテゴリに直接積みにくい内容のリスク等に対応させる。

## 諸経費

上記以外で運用保守経費に加えるべき、一般管理費。

(3) 利用料改訂方針

利用料設定の基本的な考え方は維持しつつ、現状の利用率に鑑み、適切に見直す必要がある。すなわち、配信システム、建築士システム(照会)、法令データベースの利用率が平成24年度末で51%と見込まれ、当初想定した利用率100%を大きく割り込んでいることを踏まえて検討する。

改訂の考え方

- ・原則として各サブシステムの利用料単価は増額しない(運営経費に対する利用率の不足を単価増額でカバーすることはしない)
- ・普及促進のために講じた低減策を、その成果を踏まえて終了する
- ・必要に応じ、利用料改訂に伴う激変緩和措置を講ずる
- ・今後一層の普及策が必要であることから、改定後の利用料は平成25年度から平成27年度までの3年度を対象とし、その後は再度改訂を検討する。
- ・予算措置を考慮し、利用年度の利用料は3年間一定とする

改訂対象項目(案:利用者の意見を踏まえ、平成24年5月末に確定予定)

No	現行	改訂後
1	ほくと導入庁の移行促進 ・ほくと利用総額の95%を上限とする	継続しない ほくとからの移行が収束することに伴い、移行促進策は終了する(ほくと利用総額にかかわらず、共用DB本来の金額とする)
2	ほくと未導入庁の移行促進 ・台帳Sの利用料を半額とする	継続しない ほくと未導入庁の台帳Sへの移行是非検討は収束したものであると思われるため、移行促進策は終了する(半額負担 全額負担)
3	配信Sを無償提供する	継続する 指定確認検査機関に対し、今後一層の普及促進策が必要であることから、無償提供を継続する
4	確認件数等計上の補正(上限値) ・4100件超は計上対象外	継続する 特に確認件数シェアの大きい指定確認検査機関への普及促進が重要であることから、上限値は継続する
5	確認件数等計上の補正(下限値) ・100件未満は計上対象外	継続しない 確認件数100件未満の団体に対する普及促進に一定の効果があつたと認められるため、終了する。(1件より計上)
6	法令DB利用料単価 ・原則8万円/年 ・4条2項設置市及び限特は低減	継続しない 比較的小規模な特定行政庁に対する普及促進に一定の効果があつたと認められるため、終了する。 (一律8万円/年)
7	台帳システム従量単価 ・200㎡未満:1件 900円 ・200㎡超:1件 1,500円	平準化する 各利用者の負担総額に大きな影響を与えない範囲で平準化(一律1,100円)する。
8	配信システム従量単価 ・200㎡未満:1件 特庁/指定機関 80円/20円 ・200㎡未満:1件 特庁/指定機関 160円/40円	平準化する 特庁/指定機関各々平準化(100円/20円) 平成27年度までは無償

建築行政共用データベースシステム  
利用料改訂案

**新旧対照資料**

## ( 1 ) 利 用 料 の 概 要

- ・利用料は、各サブシステムの利用料の総和により年間金額を算定します。
- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。但し、従量金額で決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用開始時に決定した一定料金をお支払いいただきます（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・概要は下表のとおりです。詳細は次項以降をご覧ください。
- ・実際の算定に当たっては、「利用料算定シート」をご利用いただくと便利です。

## 利用料概要

( 税 別 )

サブシステム名	都道府県	特定行政庁	指定確認 検査機関	備 考		
1 利用 形態	(A)台帳S	別表 1 ( <sup>3</sup> 確認・報告件数 に応じて定額) + 別表 2 定額¥100,000 ～¥3,600,000 + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	別表 1 ( <sup>3</sup> 確認・報告件 数に応じて定額)  + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	別表 1 ( <sup>3</sup> 確認件数に応 じて定額)  + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	・L GWAN回線速度等 により、庁内サーバが 必要となる場合あり ・ほくと未導入庁は24年 度まで半額 <sup>4</sup>	
	2 利用 形態	(B)配信S	別表 4 @¥80～160	別表 4 @¥80～160	別表 4 @¥80～160	・24年度まで無償 <sup>5</sup>
		(C)建築士S (照会)	別表 5 @¥200	別表 5 @¥200	別表 5 @¥200	
		(D)法令DB	別表 7 定額¥80,000	別表 7 定額¥10,000 ～¥80,000	別表 7 定額¥80,000	・大臣認定も含まれます。 ・法令DB単独で利用す る方法あり
(E)道路S	別表 8 定額¥500,000	別表 8 定額¥300,000～ ¥450,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E' と兼用可)		
(E)道路S (概要書版)	別表 9 定額¥250,000	別表 9 定額¥150,000～ ¥225,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E と兼用可)		
(C)建築士S (登録)	別表 6 定額¥130,000～ ¥3,234,000	対象外	対象外	・都道府県のみ ・指定登録機関（建築士 会等）による利用料負 担も可能		

- 1 ほくとから移行する場合、A～Dが利用必須となります(利用形態)。この場合、負担低減策(その1)として、24年度までのA～Dの合算額を、ほくと利用負担額の95%を上限とします。
- 2 独自システムを改修して配信Sに接続する場合、B～Dが利用必須となります(利用形態)。
- 3 利用料計算のための確認件数等は、契約日の2年前の年度のデータを用います。
- 4 ほくと未導入庁が利用形態を利用する場合、負担低減策(その2)として、24年度までAの料金を半額とします。
- 5 配信Sの利用料は、負担低減策(その3)として24年度まで無償とします。

(1) 利用料の概要

- ・利用料は、各サブシステムの利用料の総和により年間金額を算定します。
- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額(単価×件数)により構成されます。但し、従量金額で決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用開始時に決定した一定料金をお支払いいただきます(電話代等の「従量」とは意味が異なります)。
- ・概要は下表のとおりです。詳細は次項以降をご覧ください。
- ・実際の算定に当たっては、「利用料算定シート」をご利用いただくと便利です。

利用料概要

(税別)

サブシステム名	都道府県	特定行政庁	指定確認 検査機関	備考		
1 利用形態	(A)台帳S	別表1 ( <sup>3</sup> 確認・報告件数 に応じて定額) + 別表2 定額¥100,000 ~¥3,400,000 + 別表3 @¥1,100	別表1 ( <sup>3</sup> 確認・報告件 数に応じて定額)  + 別表3 @¥1,100	別表1 ( <sup>3</sup> 確認件数に 応じて定額)  + 別表3 @¥1,100	・L GWAN回線速度等 により、庁内サーバが 必要となる場合あり ・ほくと未導入庁は24年 度まで半額 <sup>4</sup>	
	2 利用形態	(B)配信S	別表4 @¥100	別表4 @¥100	別表4 @¥20	・27年度まで無償 <sup>5</sup>
		(C)建築士S (照会)	別表5 @¥200	別表5 @¥200	別表5 @¥200	
		(D)法令DB	別表7 定額¥80,000	別表7 定額¥80,000	別表7 定額¥80,000	・大臣認定も含みます。 ・法令DB単独で利用す る方法あり
(E)道路S	別表8 定額¥500,000	別表8 定額¥300,000~ ¥450,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E' と兼用可)		
(E)道路S (概要書版)	別表9 定額¥250,000	別表9 定額¥150,000~ ¥225,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E と兼用可)		
(C)建築士S (登録)	別表6 定額¥130,000~ ¥3,234,000	対象外	対象外	・都道府県のみ ・指定登録機関(建築士 会等)による利用料負 担も可能		
<p>1 ほくから移行する場合、A~Dが利用必須となります(利用形態)。この場合、負担低減策(その1)として、24年度までのA~Dの合算額を、ほくと利用負担額の95%を上限とします。</p> <p>2 独自システムを改修して配信Sに接続する場合、B~Dが利用必須となります(利用形態)。</p> <p>3 利用料計算のための確認件数等は、契約日の2年前の年度のデータを用います。</p> <p>※4 ほくと未導入庁が利用形態①を利用する場合、負担低減策(その2)として、24年度までAの料金を半額とします。</p> <p>5 配信Sの利用料は、負担低減策(その3)延長として27年度まで無償とします。</p>						

( 2 ) 負担低減策

**( その 1 )**

ほくと利用機関における利用形態 ( 台帳 S を含む 4 つのサブシステム ) の合計金額は、各機関における平成 20 年度のほくと総負担額( シス協負担金を含む ) の 95% を上限とします。

シス協とは日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会を示す。

**( その 2 )**

ほくとを利用していない機関が台帳 S を利用する場合の利用料は、「台帳 S の利用料」に基づき算定した利用料の半額とします。

**( その 3 )**

配信 S の利用料は無償とします。

- ・負担低減策は、平成 24 年度末まで実施します。
- ・負担低減策終了後の平成 25 年度以降は、「( 4 ) 各サブシステムの利用料」に基づく利用料となります。但し、運営経費の縮減、利用者数の増加等を踏まえ、単価を低減することを検討します。

( 3 ) 利用料の内容

**I D C 利用のサブシステムの場合**

**利用料に含まれるもの**

- (ア) ソフトウェア保守  
ソフトの不具合改修、運用監視等
- (イ) サーバ保守  
I D C サーバの障害発生時の部品交換、ミドルウェア障害対応等
- (ウ) システム改修  
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善、データメンテナンス等
- (エ) 運営・サポート  
I D C 使用料、操作サポート、障害切り分け等
- (オ) IP-VPN 回線  
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 ( ICBA が敷設した範囲に限る )

**利用料に含まれないもの**

- (ア) クライアント P C ・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) クライアント P C の基本ソフト ( O S 等 ) 関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

**庁内サーバ利用のサブシステムの場合 ( 台帳 S または道路 S )**

**利用料に含まれるもの**

- (ア) ソフトウェア保守  
ソフトの不具合改修
- (イ) システム改修  
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善等 ( データメンテナンスを除く )
- (ウ) 運営・サポート  
操作サポート、障害切り分け等
- (エ) IP-VPN 回線  
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 ( ICBA が敷設した範囲に限る )
- (オ) 改修されたソフトウェアのインストールメディア送付

## (2) 負担低減策

### (その1)

ほくと利用機関における利用形態①(台帳Sを含む4つのサブシステム)の合計金額は、各機関における平成20年度のほくと総負担額(シス協負担金を含む)の95%を上限とします。

※シス協とは日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会を示す。

### (その2)

ほくとを利用していない機関が台帳Sを利用する場合の利用料は、「台帳Sの利用料」に基づき算定した利用料の半額とします。

### (その3)

配信Sの利用料は無償とします。

- ・負担低減策は、その3のみ平成27年度末まで延長します。
- ・負担低減策終了後の平成27年度以降は、「(4) 各サブシステムの利用料」に基づく利用料となります。但し、運営経費の縮減、利用者数の増加等を踏まえ、単価を低減することを引き続き検討します。

## (3) 利用料の内容

### IDC利用のサブシステムの場合

#### 利用料に含まれるもの

- (ア) ソフトウェア保守  
ソフトの不具合改修、運用監視等
- (イ) サーバ保守  
IDCサーバの障害発生時の部品交換、ミドルウェア障害対応等
- (ウ) システム改修  
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善、データメンテナンス等
- (エ) 運営・サポート  
IDC使用料、操作サポート、障害切り分け等
- (オ) IP-VPN 回線  
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 (ICBA が敷設した範囲に限る)

#### 利用料に含まれないもの

- (ア) クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) クライアントPCの基本ソフト(OS等) 関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

### 庁内サーバ利用のサブシステムの場合(台帳Sまたは道路S)

#### 利用料に含まれるもの

- (ア) ソフトウェア保守  
ソフトの不具合改修
- (イ) システム改修  
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善等(データメンテナンスを除く)
- (ウ) 運営・サポート  
操作サポート、障害切り分け等
- (エ) IP-VPN 回線  
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 (ICBA が敷設した範囲に限る)
- (オ) 改修されたソフトウェアのインストールメディア送付

( 現 行 平 成 2 4 年 度 末 まで )

※ほくとではデータベースソフト(Oracle)のライセンスを調達いただいていたが、台帳Sではこれが利用料に含まれておりますので、調達不要です。

**利用料に含まれないもの**

- (ア) サーバ・クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) サーバ・クライアントPCの基本ソフト(OS等)関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

**( 4 ) 負担低減策 ( その 1 ) における「ほくと総負担額」の考え方**

「ほくと総負担額」とは、日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会 (以下 シス協) 負担金、環境支援料 (サポート費)、機器リース料、機器保守料その他ほくとの利用に係る総費用です。

機器リース料、機器保守料については、機器を自己調達されている場合も計上してください。なお、ほくと以外と兼用の機器、キーパンチャー等の人件費関係は計上不要です。

※ほくとではデータベースソフト(Oracle)のライセンスを調達いただいていましたが、台帳Sではこれが利用料に含まれておりますので、調達不要です。

**利用料に含まれないもの**

- (ア) サーバ・クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) サーバ・クライアントPCの基本ソフト(OS等)関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

~~(4) 負担低減策(その1)における「ほくと総負担額」の考え方~~

~~「ほくと総負担額」とは、日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会(以下 シス協)負担金、環境支援料(サポート費)、機器リース料、機器保守料その他ほくとの利用に係る総費用です。~~

~~機器リース料、機器保守料については、機器を自己調達されている場合も計上してください。なお、ほくと以外と兼用の機器、キーパンチャー等の人件費関係は計上不要です。~~

## (5) 各サブシステムの利用料について

以下、特記なき限り金額は税抜金額を示します。

**共通事項**

- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。定額金額と従量単価は、別表1～9に記載のとおりです。
- ・確認等の件数は、**契約日の2年前の年度合計の件数**を用います。（ほくと導入庁においては、ほくと総負担額の算定のみ、**契約日の年度によらずに20年度の負担額を適用**することにご注意ください。）
- ・従量部分算定における件数は、補正します（詳細はサブシステムごとに記載）。
- ・各サブシステムの利用料の総和により年間利用料が確定し、この金額に基づき、原則として月額にて利用料をお支払いいただきます。
- ・従量金額を含めて決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用料月額は一定料金です。（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・**平成25年3月末日まで件数、単価とも据え置き**とさせていただきます。  
すなわち、一旦確定した年間利用料は、平成25年3月末日までは、年間確認件数等の実績によらず、変動しないものとします。

## (A) 台帳Sの利用料

定額部分（一般部分＋統括部分）＋従量部分により算定します。各部分の算定は、下記①～②によります。

**定額部分**

全機関に適用する「一般部分」と都道府県のみが付加する「統括部分」があります。

## 1) 一般部分

年間建築確認件数（特定行政庁にあつては年間報告受理件数を加算した件数）の区分ごとに別表1の金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。件数は、申請件数ではなく、確認処分件数としてください。

別表1

単位：千円／年（税別）

確認及び 報告受理件数区分	100件 以下	100 件超	200 件超	500 件超	1000 件超	2000 件超	3000 件超	4000 件超	5000 件超	6000 件超	7000 件超	
行政	都道府県	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	政令市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-1 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-2 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	限定特庁	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
	特別区	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
民間	大臣指定	400	400	500	500	600	600	600	600	600	600	600
	地整指定	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500
	知事指定	200	200	300	300	400	400	400	400	400	400	400

## 2) 統括部分（都道府県のみ）

別表2のとおりとします。

(5) 各サブシステムの利用料について

以下、特記なき限り金額は税抜金額を示します。

**共通事項**

- 各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額(単価×件数)により構成されます。定額金額と従量単価は、別表1～9に記載のとおりです。
- 確認等の件数は、契約日の2年前の年度合計の件数を用います。~~(ほくと導入庁においては、ほくと総負担額の算定のみ、契約日の年度によらずに20年度の負担額を適用することにご注意ください。)~~
- 従量部分算定における件数は、補正します(詳細はサブシステムごとに記載)。
- 各サブシステムの利用料の総和により年間利用料が確定し、この金額に基づき、原則として月額にて利用料をお支払いいただきます。
- 従量金額を含めて決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用料月額は一定料金です。(電話代等の「従量」とは意味が異なります)。
- 平成28年3月末日まで件数、単価とも据え置きとさせていただきます。  
すなわち、一旦確定した年間利用料は、平成28年3月末日までは、年間確認件数等の実績によらず、変動しないものとします。

(A) 台帳Sの利用料

定額部分(一般部分+統括部分)+従量部分により算定します。各部分の算定は、下記①～②によります。

**定額部分**

全機関に適用する「一般部分」と都道府県のみに加する「統括部分」があります。

1) 一般部分

年間建築確認件数(特定行政庁にあっては年間報告受理件数を加算した件数)の区分ごとに別表1の金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。件数は、申請件数ではなく、確認処分件数としてください。

別表1 変更なし

単位：千円/年(税別)

確認及び報告受理件数区分	100件以下	100件超	200件超	500件超	1000件超	2000件超	3000件超	4000件超	5000件超	6000件超	7000件超	
行政	都道府県	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	政令市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-1設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-2設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	限定特庁	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
	特別区	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
民間	大臣指定	400	400	500	500	600	600	600	600	600	600	600
	地整指定	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500
	知事指定	200	200	300	300	400	400	400	400	400	400	400

2) 統括部分(都道府県のみ)

別表2のとおりとします。

(現行 平成24年度末まで)

別表2 統括部分 (都道府県のみ)

統括部分金額一覧			算定根拠																		
No.	都道府県	統括部分 金額 (税抜)	特定行政庁の数 N (平成21年4月1日現在)							ポイント P = 特定行政庁の数 N × 補正值						必要額 38,000千円 の分担					
			都道府県	政令市	中核市	4 条 1 項	4 条 2 項	限定 特 庁	特別 区	補正值 (行政区分毎の平均建築確 認件数の比を参考)						ほくと 導入	負担比率 (%)	負担額 (端数処理 前) (円)			
		(円)	計	政令市	中核市	4 条 1 項	4 条 2 項	限定 特 庁	特別 区	計	15	10	5	3	1				3		
1	北海道	3,500,000	1	1	2		7	39	50	15	20		21	39		95	6.685%	3,484,556			
2	青森県	600,000	1		1		2		4		10		6		16	1.126%	586,873				
3	岩手県	600,000	1		1			6	8		10			6	16	1.126%	586,873				
4	宮城県	900,000	1	1			3		5	15			9		24	1.689%	880,309				
5	秋田県	400,000	1		1			2	4		10			2	12	0.844%	440,154				
6	山形県	300,000	1				1	4	6				3	4	7	0.493%	256,757				
7	福島県	1,000,000	1		2	1		2	6	20	5			2	27	1.900%	990,347				
8	茨城県	1,000,000	1					9	10					27	27	1.900%	990,347				
9	栃木県	1,100,000	1		1			7	9	10			21		31	2.182%	1,137,066				
10	群馬県	1,100,000	1		1			5	5	10			15	5	30	2.111%	1,100,386				
11	埼玉県	3,200,000	1	1	1	3	5	32	43	15	10	15	15	32	87	6.122%	3,191,120				
12	千葉県	2,400,000	1	1	2	3	2	11	20	15	20	15	6	11	67	4.715%	2,457,529				
13	東京都	3,600,000	1			2	7		23	33			10	21	69	100	7.037%	3,667,954			
14	神奈川県	2,800,000	1	2	2	1	7		13	30	20	5	21		76	5.348%	2,787,645				
15	新潟県	1,100,000	1	1			5		7	15			15		30	2.111%	1,100,386				
16	富山県	500,000	1		1		1		3		10		3		13	0.915%	476,834				
17	石川県	800,000	1		1		3	2	7	10			9	2	21	1.478%	770,270				
18	福井県	100,000	1				1		2				3		3	0.211%	110,039				
19	山梨県	100,000	1				1	1	3				3	1	4	0.281%	146,718				
20	長野県	700,000	1		1		2	4	8	10			6	4	20	1.407%	733,591				
21	岐阜県	700,000	1		1		2	3	7	10			6	3	19	1.337%	696,911				
22	静岡県	1,900,000	1	2			4	10	17	30			12	10	52	3.659%	1,907,336				
23	愛知県	2,400,000	1	1	3	2		11	18	15	30	10		11	66	4.645%	2,420,849				
24	三重県	700,000	1			1	4	2	8			5	12	2	19	1.337%	696,911				
25	滋賀県	1,000,000	1		1			6	8		10		18		28	1.970%	1,027,027				
26	京都府	700,000	1	1				1	3	15			3		18	1.267%	660,232				
27	大阪府	3,600,000	1	2	2	5	8		18	30	20	25	24		99	6.967%	3,631,274				
28	兵庫県	2,700,000	1	1	3	2	6		13	15	30	10	18		73	5.137%	2,677,606				
29	奈良県	600,000	1		1			2	4		10		6		16	1.126%	586,873				
30	和歌山県	400,000	1		1				2		10				10	0.704%	366,795				
31	鳥取県	400,000	1				3	1	5				9	1	10	0.704%	366,795				
32	島根県	400,000	1				2	4	7				6	4	10	0.704%	366,795				
33	岡山県	1,300,000	1	1	1		4		7	15	10		12		37	2.604%	1,357,143				
34	広島県	1,500,000	1	1	1		5	1	9	15	10		15	1	41	2.885%	1,503,861				
35	山口県	800,000	1		1		3	4	9		10		9	4	23	1.619%	843,629				
36	徳島県	200,000	1			1			2			5			5	0.352%	183,398				
37	香川県	400,000	1		1				2		10				10	0.704%	366,795				
38	愛媛県	700,000	1		1		2	2	6		10		6	2	18	1.267%	660,232				
39	高知県	400,000	1		1				2		10				10	0.704%	366,795				
40	福岡県	1,600,000	1	2	1		1		5	30	10		3		43	3.026%	1,577,220				
41	佐賀県	100,000	1				1		2				3		3	0.211%	110,039				
42	長崎県	700,000	1		1	1		5	8	10	5			5	20	1.407%	733,591				
43	熊本県	500,000	1		1		1		3		10		3		13	0.915%	476,834				
44	大分県	900,000	1		1		5		7		10		15		25	1.759%	916,988				
45	宮崎県	600,000	1		1		2	1	5		10		6	1	17	1.196%	623,552				
46	鹿児島県	500,000	1		1			3	5		10			3	13	0.915%	476,834				
47	沖縄県	600,000	1			1	4		6			5	12		17	1.196%	623,552				
ほくと庁小計			38,000,000													35	72.906%	38,000,000			
未導入庁小計			14,100,000													12	27.094%	14,121,622			
合計			52,100,000	47	18	41	23	134	155	23	441	270	410	115	402	155	69	1421	47	100.000%	52,121,622

別表2 統括部分(都道府県のみ) ※県下特定行政庁数の変動に伴い、負担比率を改訂しています。

統括部分金額一覧			算定根拠																	
No.	都道府県	統括部分 金額 (税抜)  (円)	特定行政庁の数 N (平成24年1月1日現在)							ポイント P = 特定行政庁の数 N × 補正值						必要額 38,000千円 の分担				
			都道府県	政令市	中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	補正值 (行政区分毎の平均建築確認件数の比を参考)						計	台帳S導入	負担比率 (%)	負担額 (端数処理前) (円)	
										政令市	中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区					15
1	北海道	3,250,000	1	1	2		7	40		51	15	20		21	40		96		6.589%	3,251,337
2	青森県	550,000	1		1		2		4			10		6			16		1.098%	541,889
3	岩手県	550,000	1		1			6	8			10		6			16		1.098%	541,889
4	宮城県	800,000	1	1			3		5	15				9			24		1.647%	812,834
5	秋田県	450,000	1		1			3	5			10		3			13		0.892%	440,285
6	山形県	250,000	1				1	4	6					3	4		7		0.480%	237,077
7	福島県	900,000	1		2	1		2	6			20	5	2			27		1.853%	914,439
8	茨城県	950,000	1			1	8		10				5	24			29		1.990%	982,175
9	栃木県	1,050,000	1		1		7		9			10		21			31		2.128%	1,049,911
10	群馬県	1,250,000	1		2		4	5	12			20		12	5		37		2.539%	1,253,119
11	埼玉県	3,000,000	1	1	1	3	6	30	42	15	10	15	18	30			88		6.040%	2,980,392
12	千葉県	2,250,000	1	1	2	3	2	11	20	15	20	15	6	11			67		4.598%	2,269,162
13	東京都	3,400,000	1			2	7		23	33			10	21		69	100		6.863%	3,386,809
14	神奈川県	2,800,000	1	3	1	2	6		13	45	10	10	18				83		5.697%	2,811,052
15	新潟県	1,050,000	1	1		1	4		7	15			5	12			32		2.196%	1,083,779
16	富山県	450,000	1		1		1		3			10		3			13		0.892%	440,285
17	石川県	700,000	1		1		3	2	7			10		9	2		21		1.441%	711,230
18	福井県	150,000	1			1			2				5				5		0.343%	169,340
19	山梨県	100,000	1				1	1	3					3	1		4		0.275%	135,472
20	長野県	650,000	1		1		2	4	8			10		6	4		20		1.373%	677,362
21	岐阜県	650,000	1		1		2	3	7			10		6	3		19		1.304%	643,494
22	静岡県	1,850,000	1	2		1	3	10	17	30			5	9	10		54		3.706%	1,828,877
23	愛知県	2,250,000	1	1	3	2		11	18	15	30	10		11			66		4.530%	2,235,294
24	三重県	700,000	1			2	3	2	8			10	9	2			21		1.441%	711,230
25	滋賀県	950,000	1		1		6		8			10		18			28		1.922%	948,307
26	京都府	600,000	1	1			1		3	15				3			18		1.235%	609,626
27	大阪府	3,350,000	1	2	2	5	8		18	30	20	25	24				99		6.795%	3,352,941
28	兵庫県	2,450,000	1	1	3	2	6		13	15	30	10	18				73		5.010%	2,472,371
29	奈良県	550,000	1		1		2		4			10		6			16		1.098%	541,889
30	和歌山県	350,000	1		1				2			10					10		0.686%	338,681
31	鳥取県	350,000	1				3	1	5					9	1		10		0.686%	338,681
32	島根県	350,000	1				2	4	7					6	4		10		0.686%	338,681
33	岡山県	1,350,000	1	1	1		5		8	15	10		15				40		2.745%	1,354,724
34	広島県	1,400,000	1	1	1		5	1	9	15	10		15	1			41		2.814%	1,388,592
35	山口県	850,000	1		1		4	3	9			10		12	3		25		1.716%	846,702
36	徳島県	150,000	1			1			2				5				5		0.343%	169,340
37	香川県	350,000	1		1				2			10					10		0.686%	338,681
38	愛媛県	700,000	1		1		3	1	6			10		9	1		20		1.373%	677,362
39	高知県	350,000	1		1				2			10					10		0.686%	338,681
40	福岡県	1,450,000	1	2	1		1		5	30	10		3				43		2.951%	1,456,328
41	佐賀県	100,000	1				1		2					3			3		0.206%	101,604
42	長崎県	700,000	1		1	1		5	8			10	5		5		20		1.373%	677,362
43	熊本県	450,000	1		1		1		3			10		3			13		0.892%	440,285
44	大分県	850,000	1		1		5		7			10		15			25		1.716%	846,702
45	宮崎県	650,000	1		1		3		5			10		9			19		1.304%	643,494
46	鹿児島県	450,000	1		1			3	5			10			3		13		0.892%	440,285
47	沖縄県	600,000	1			1	4		6				5	12			17		1.167%	575,758
台帳S導入小計		38,000,000															37		77.008%	38,000,000
未導入小計		11,350,000															10		22.992%	11,345,811
合計		49,350,000	47	19	41	29	132	152	23	443	285	410	145	396	152	69	1457	47	100.000%	49,345,811

## 従量部分

別表3による延べ面積区分ごとに年間建築確認件数（年間報告受理件数は含まない）の補正值（※）を求め、各々に別表3の単価を乗じた金額を適用します。

別表3

単位：円／件（税別）

延べ面積区分	200 m <sup>2</sup> 以内	200 m <sup>2</sup> 超
行政・民間共通 建築確認件数補正值1件当り単価	900	1,500

## ※補正值

従量部分の算定においては、件数を次のとおり補正します。

(ア) 件数が100件以下の場合、0件とします。

(イ) 件数が100件超4,100件以下の場合は、当該件数から100を減じます。

(ウ) 件数が4,100件超の場合は、一律4,000件とします。

## ( B ) 配信Sの利用料

別表4による延べ面積区分ごとに、行政庁にあつては年間確認審査報告書受理件数の補正值、民間（指定確認検査機関）にあつては年間建築確認件数の補正值を求め、各々に別表4の単価を乗じた金額を適用します。

確認審査報告書及び確認件数は建築物のみを対象とします。また、計画変更確認、計画通知は含めません。※負担低減策その3により、配信Sは平成24年度まで無償です。

別表4

単位：円／件（税別）

延べ面積区分	200 m <sup>2</sup> 以内	200 m <sup>2</sup> 超
行政 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值1件当り単価	80	160
民間 建築確認件数 補正值1件当り単価	20	40

## ( C ) 建築士S（照会等）の利用料

年間建築確認件数の補正值に、別表5の単価を乗じた金額を適用します。

補正の際、延べ面積区分ごとの件数ではなく、総件数を対象とします。

別表5

単位：円／件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通 建築確認件数 補正值1件当り単価	200

従量部分

別表3による延べ面積区分ごとに年間建築確認件数（年間報告受理件数は含まない）の補正值（※）を求め、各々に別表3の単価を乗じた金額を適用します。

別表3

単位：円/件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通 建築確認件数補正值1件当り単価	1,100

<p>※補正值</p> <p>従量部分の算定においては、件数を次のとおり補正します。</p> <p><del>(ア)件数が100件以下の場合、0件とします。</del></p> <p><del>(イ)件数が100件超4,100件以下の場合は、当該件数から100を減じます。</del></p> <p><u>(ウ)件数が4,000件超の場合は、一律4,000件とします。</u></p>
--

(B) 配信Sの利用料

別表4による延べ面積区分ごとに、行政庁にあつては年間確認審査報告書受理件数の補正值、民間（指定確認検査機関）にあつては年間建築確認件数の補正值を求め、各々に別表4の単価を乗じた金額を適用します。

確認審査報告書及び確認件数は建築物のみを対象とします。また、計画変更確認、計画通知は含めません。※負担低減策その3により、配信Sは平成27年度まで無償です。

別表4

単位：円/件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值1件当り単価	100
民間 建築確認件数 補正值1件当り単価	20

(C) 建築士S（照会等）の利用料

年間建築確認件数の補正值に、別表5の単価を乗じた金額を適用します。

~~補正の際、延べ面積区分ごとの件数ではなく、総件数を対象とします。~~

別表5

単位：円/件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通 建築確認件数 補正值1件当り単価	200

( 現行 平成 2 4 年度末まで )

( C ) 建築士 S ( 登録等 ) の利用料 ( 国土交通省及び都道府県のみ )

別表 6 の金額を適用します。

別表 6 ( C' ) 建築士 S ( 登録 )

( 単位 : 円 / 年 )

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000			4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

## (C) 建築士S(登録等)の利用料 (国土交通省及び都道府県のみ) 変更なし

別表6の金額を適用します。

別表6 (C') 建築士S(登録)

(単位:円/年)

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000			4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

## ( D ) 法 令 D B の 利 用 料

別 表 7 の 金 額 を 適 用 し ます。

別 表 7

単 位 : 円 / 年 ( 税 別 )

行 政	都 道 府 県	80,000
	政 令 市	80,000
	4 - 1 設 置 市	80,000
	4 - 2 設 置 市	40,000
	限 定 特 庁	10,000
	特 別 区	80,000
民 間	大 臣 指 定	80,000
	地 整 指 定	80,000
	知 事 指 定	80,000

## ( E ) 道 路 S ( 庁 内 版 + 庁 外 版 ) の 利 用 料 ( 特 定 行 政 庁 の み )

別 表 8 の 金 額 を 適 用 し ます。

別 表 8

単 位 : 円 / 年 ( 税 別 )

行 政	都 道 府 県	500,000
	政 令 市	450,000
	4 - 1 設 置 市	400,000
	4 - 2 設 置 市	350,000
	限 定 特 庁	250,000
	特 別 区	300,000

## ( E ) 道 路 S ( 概 要 書 版 ) の 利 用 料 ( 特 定 行 政 庁 の み )

別 表 9 の 金 額 を 適 用 し ます。

台 帳 S と 連 携 す る 場 合 ( 独 自 シ ス テ ム と 連 携 す る 場 合 は 除 く ) 概 要 書 デ ー タ の 初 期 投 入 費 が 必 要 で す。

別 表 9

単 位 : 円 / 年 ( 税 別 )

行 政	都 道 府 県	250,000
	政 令 市	225,000
	4 - 1 設 置 市	200,000
	4 - 2 設 置 市	175,000
	限 定 特 庁	125,000
	特 別 区	150,000

(D) 法令DBの利用料

別表7の金額を適用します。

別表7

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	80,000
	政 令 市	80,000
	4 - 1 設置市	80,000
	4 - 2 設置市	80,000
	限 定 特 庁	80,000
	特 別 区	80,000
民 間	大 臣 指 定	80,000
	地 整 指 定	80,000
	知 事 指 定	80,000

(E) 道路S（庁内版+庁外版）の利用料（特定行政庁のみ）

別表8の金額を適用します。

別表8

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	500,000
	政 令 市	450,000
	4 - 1 設置市	400,000
	4 - 2 設置市	350,000
	限 定 特 庁	250,000
	特 別 区	300,000

(E) 道路S（概要書版）の利用料（特定行政庁のみ）

別表9の金額を適用します。

台帳Sと連携する場合（独自システムと連携する場合は除く）、概要書データの初期投入費が必要です。

別表9

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	250,000
	政 令 市	225,000
	4 - 1 設置市	200,000
	4 - 2 設置市	175,000
	限 定 特 庁	125,000
	特 別 区	150,000



### 3 . システム基金に係る J C B A との協議結果

平成23年12月5日（電子メール送付）

日本建築行政会議  
旧 建築確認支援システム協議会  
システム導入会員 各位

支援システム運用基金の使途に係るアンケートの集計結果  
及び日本建築行政会議との協議結果について（ご報告）

平成23年9月から10月にかけて実施した標記アンケートにつきましては、ご多忙の折ご協力いただき、誠にありがとうございました。

今般の支援システム運用基金の使途としてご提案した「台帳・帳簿登録閲覧システム（台帳システム）における通知書等出力機能改善」につきまして、アンケート結果を踏まえて日本建築行政会議と協議を重ねましたが結論に至らず、スケジュール的に今年度の実施が困難となったこと等から、去る11月18日にICBAより提案を取り下げの旨申し入れ、日本建築行政会議でこれが了解されましたので、集計結果とあわせてここにご報告いたします。

今後は、台帳システム利用者からのご要望の一つとして、ICBA独自での実施について検討してまいります。

添付資料：集計結果報告書（ 抜粋）

## 集計結果報告書（抜粋）

### 1. アンケートの目的

当財団は、建築確認支援システム協議会（以下「シス協」という）解散の際、支援システム（V7ほくと等）を日本建築行政会議から承継した。

また合わせて、シス協の負担金残金（以下「運用基金」という）850万円が、覚書（別紙2参照）により次の条件を付してシス協から日本建築行政会議に移管された。

基金の用途は、支援システムの維持、保全及び法改正対応に伴うプログラム改修、プログラム改修以外の支援システム運用に関わる作業に充てる。

I C B Aは、日本建築行政会議に対し、必要に応じて運用基金の支弁を求めることができる。

しかしながら、現在システム移行の過渡期にあることから、平成21年度に約250団体であった支援システムの利用団体は約100団体に減少し、今後さらに減少すると見込まれる。

このような状況から、運用基金は支援システム自体の改修ではなく、支援システムから新たなシステム（共用データベース）への移行を促進するための方策に活用することが最も現実的と考えられるが、その際は、運用基金の出資者であるシステム導入会員の意向を踏まえ、日本建築行政会議に支弁を求めることとしたい。

そこで、アンケートによりシステム導入会員の意向を調査することとした。

### 2. アンケートの概要

#### （1）アンケート実施主体

一般財団法人建築行政情報センター

#### （2）対象者

システム導入会員251団体（特定行政庁239団体、指定確認検査機関12団体）。但し、平成21年度のシス協解散に伴いシステム導入会員の制度も廃止となっているため、最終年度（平成20年度）のシステム導入会員を対象とした。

#### （3）アンケート送付内容

別紙1のとおり。

#### （4）実施期間

平成23年9月22日～10月14日

#### （5）実施方法

電子メールによりアンケートを送付。

電子メールまたはFAXにより回答を回収。

#### （6）有効回答数

192件 / 251 （有効回答率77%）

### 3. 集計結果

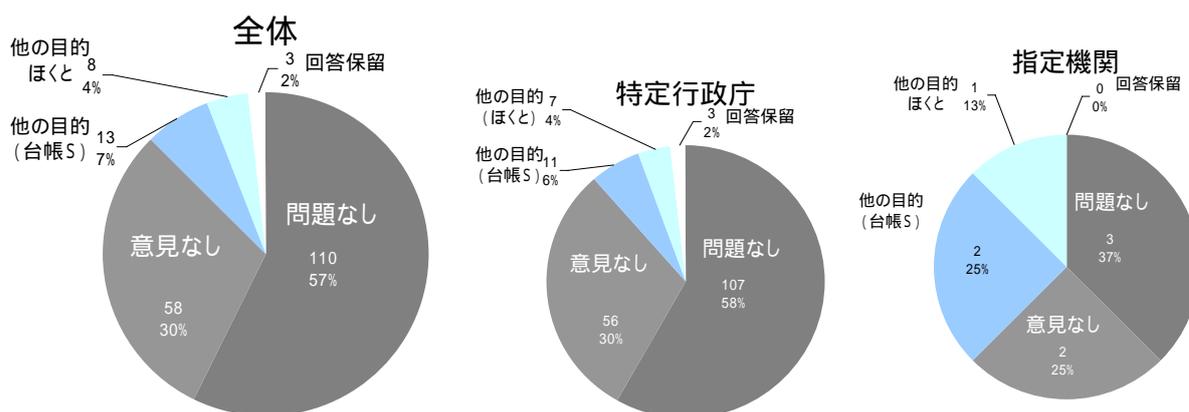
設問「支援システム運用基金を Excel 形式での通知書等印刷機能に活用することについて」に対する三択形式の回答を、次のとおり分類した。

三択形式の回答		分類
「問題ないと思う」		「問題なし」
「特に意見なし」		「意見なし」
「他の目的に活用すべき」	他の目的の具体的内容が 台帳システムに係るもの	「他の目的（台帳S）」
	他の目的の具体的内容が 台帳システム以外のもの	「他の目的（ほくと）」
三択の回答が無記入で、自由意見欄のみ記載のもの		「回答保留」

#### (1) 特定行政庁及び指定確認検査機関

区分	団体数	回答数	内訳				
			問題なし	意見なし	他目的		保留
					台帳	ほくと	
特定行政庁	239	184	107	56	11	7	3
指定機関	12	8	3	2	2	1	0
全体	251	192	110	58	13	8	3

表示数値は回答数を示す。



考察：台帳システムの改修に使うてよいか否かの観点で集計した場合

使ってよい 123 団体 92% (上表の「問題なし」110+「台帳」13)

使うべきでない 11 団体 8% (上表の「ほくと」8+「保留」3)

合計 134 団体 100%

なお、ニュートラルな立場である「意見なし」58 団体は除外した。

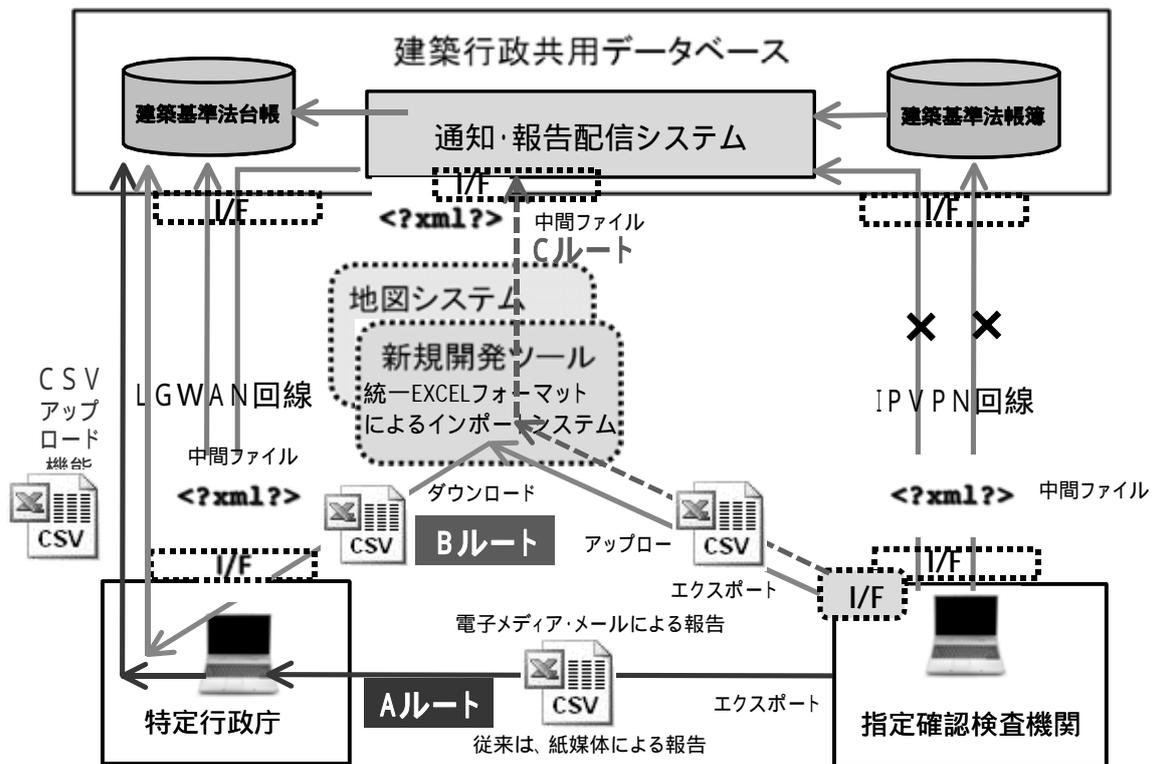
## 4 . そ の 他

## (1) EXCEL 取込ツールについて

指定確認検査機関で通知・報告に係るファイルを出力し、それを特定行政庁の建築基準法台帳（台帳システム）に取り込むためには、IP-VPN 回線により通知・報告配信システム経由で行う必要がある。この場合、ファイルがXML形式であることから、指定確認検査機関における出力環境構築のコスト負担が大きいという問題がある。

そこで、ファイルをXML形式に加えてEXCEL形式で送信することも想定した場合、下図A、B、Cの3つのルートが考えられる。

特定行政庁、指定確認検査機関の個々の事情により、最適なルートは全国一様ではないと思われることから、ニーズの高さ、開発コスト等を勘案し、まずはAルート及びBルートを平成24年度中に構築する方針で検討中。



EXCEL形式でのファイル送受信機能は、XML形式による通知・報告配信システム利用環境構築の補助的な機能であり、この利用経費は共用データベース利用料とは別に設定することを想定。

## ( 2 ) 指定機関向けパッケージソフトとの連携

共用データベース（通知・報告配信システム）と連携または連携予定の指定確認検査機関向け建築確認等のパッケージソフト（図表4 - 1）について、当該ソフトの普及が建築行政共用データベースシステムの普及、活用に資すると認められる場合、I C B Aでは、当該ソフトの開発事業者様と下記のとおり業務提携する方針です。

これにより、通知・報告配信システムの指定確認検査機関に対する普及促進が期待できます。

### 提携要件

- ・パッケージソフトであること（ソフトが複数の団体に利用されていること）
- ・共用データベースと連携する機能を具備していること（または予定していること）

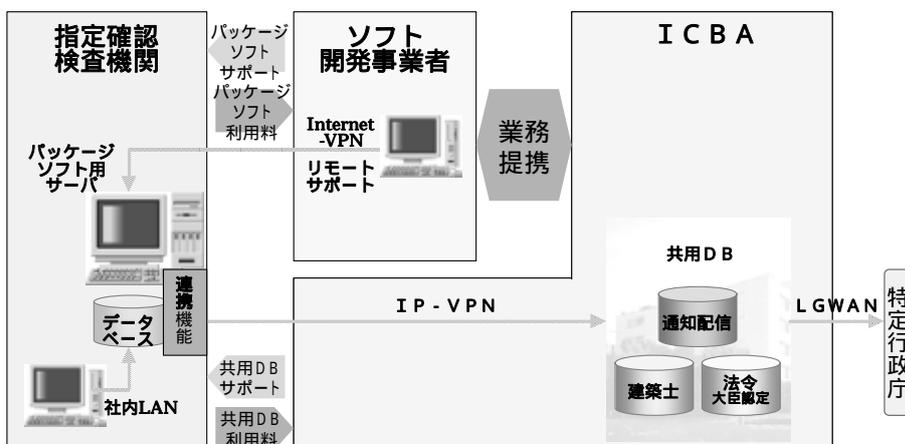
### 提携による効果

- ・連携機能の開発におけるI C B Aの技術的支援
- ・共用データベースとの接続テストの実施支援
- ・当該ソフトの迅速な法改正対応等を目的としたI C B Aからの情報提供
- ・当該ソフトのエンドユーザへの支援（万一当該ソフトの利用継続が困難となった場合に、台帳・帳簿登録閲覧システム等に円滑に移行できるよう、I C B Aがその支援に努めること）

### 提携後の開発事業者様の責務

- ・共用データベースとの連携機能の早期提供開始に努めること
- ・共用データベースの普及促進に協力すること
- ・当該ソフトの利用状況等をI C B Aに適宜報告すること
- ・共用データベースに関係する開発事業者として、連絡協議会等の会議にI C B Aの求めに応じて参加すること

図表4 - 1 指定確認検査機関向け建築確認等のパッケージソフトとの連携イメージ（例）



「N I C E 確認検査受付システム」が共用データベースと近日連携予定であることを受け、I C B Aは、同システムの開発事業者である株式会社エシエンツ・ジャパン（本社：大阪）と業務提携しました。

### ( 3 ) I C B A における建築物台帳等支援業務のご案内について

(一財) 建築行政情報センター(以下「I C B A」という。)では、共用 D B に関するノウハウと数多くの電子化業務の経験と実績を活かし、特定行政庁等の建築物台帳等データ電子化支援業務を行っています。

平成 2 3 年度においては、秋田市(アスパスト)、日光市(アスパスト)、葛飾区(緊急雇用)、富山市(緊急雇用)、倉吉市(アスパスト)には、市役所等の近くに現地事務所を設置し作業者を地元雇用して、I C B A 直営による電子化業務も実施したほか、以下のような多様な電子化関連業務も実施いたしました( 7 県 1 3 市 2 特別区 計 2 2 業務 )。

建築物台帳・概要書の紙データの電子化、P D F 紐付けのための入力支援システム (<https://icba-info.jp/org/sample/login/>) の提供 (別紙 1 参照)

上記データの間接ファイル化、共用 D B への投入

I C B A 開発以外の独自システム(データ構造が判明しているものに原則限る)の間接ファイル化、共用 D B への投入 **New!**

アスパスト台帳の整備における登記・固定資産税台帳による所有者特定の効率をあげるため、最新 W E B 住宅地図を活用し、建築計画概要書物件の現住所特定からアンケート結果集計までを一元的に実施できるよう入力支援システムを機能拡張 **New!**

昨年度サポート終了したユニシティ(「ほくと」と地図連携システム)の後継サービスとして「建築行政地図情報システム」(背景図としてゼンリン又は Google Maps 対応)の提供開始、ポリゴンで敷地情報を管理し、台帳情報とデータ連携等を実現 **New!** (別紙 2 参照)

過去の建築計画概要書や窓口用の書き込み住宅地図の上記「建築行政地図情報システム」への集約作業を緊急雇用創出事業等で受託 **New!**

上記業務に関連して、平成 2 4 年度以降の電子化等に関して、ご相談等があるご担当者の方は、別添アンケート(別紙 3 参照)を I C B A 建築行政研究所までお送りください(可能ならば、5 月中を当面の目処に gr-kenkyu@icba.or.jp あてご送付ください。)

なお、上記のうち、特定行政庁が民間事業者に委託して作成する建築物台帳等の電子データを I C B A において中間ファイルに変換し、建築行政共用データベースシステム(以下「共用 D B」という。)に投入・移行する業務(以下「データ移行業務」という。)において、平成 2 3 年度末において、民間事業者の作成する電子データの品質や納期に、手戻り作業や工期延長等を含む多くの問題が生じました。

このため、共用 D B に投入する電子データについて、一定の品質水準や作業効率性を確保するために、I C B A に提供される電子データの仕様・納期・作成方法等の基準として、「建築物台帳等の電子化等に係る基準」(別紙 4 参照)を策定しましたので、特定行政庁におかれましても適宜、引用・準用等によりご活用ください。

問合せ先 (財) 建築行政情報センター 建築行政研究所 磯永、佐々木、眞田、左海 03-5205-6132 e-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp
---

## 住宅・建築物安全ストック形成事業 既存民間建築物に係るデータベースの作成補助事業対応 建築物台帳等入力支援システムのご案内

平成 24 年 4 月 16 日  
一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所

一般財団法人建築行政情報センター(以下、ICBA)では、アスベスト台帳等の整備のデータベース作成がスムーズかつ品質が高いものとなるよう、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等入力支援システムの提供を行っております。  
※現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 が補助対象としております(限度額なし)。

### システムの画面イメージ

本システムには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、作成した台帳等の PDF と入力した電子データが紐付いているかの結果表示画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

**建築支援システム**

□□県

ホーム 物件管理 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

ホーム 物件管理 物件新規登録

物件新規登録

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

審査・報告種別※  審査  報告 一般計画区分※  確認申請  計画通知

申請区分※  確認申請  計画変更

受付日※ 昭和 年 月 日 + 受付番号※ 海匠 海匠一般 + PDF

建築主氏名のフリガナ 建築主氏名 郵便番号

住所 千葉県 市区郡 電話

敷地の位置 地名地番 千葉県 市区郡 申

敷地の地名地番等で自動的に位置表示します。

都市計画区域の内外の別  都随内  都随外

用途地域  住居系  商業系  工業系  指定なし  その他

防火地域  防火  準防火  指定なし  22条  その他

その他の区域地域  6条  風致  公園  区画整理  その他

主要用途  専用住宅  併用住宅  共同住宅  倉庫  車庫  事務所

工事種別  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕

建築物地上高さ 地下階

地上階数 1 2 地下階

主要構造  W  S  RC  SRC  その他

一部構造  W  S  RC  SRC  その他

敷地面積

建築面積 申請部分 申請以外の部分 合計

住宅地図調査情報

地図版: 2011年3月版 | ページ: 71 | 横記号: | 縦記号: | 移動 | ホリコン | 自動回転 | 作図開始 | 1点戻る | 作図終了

位置特定

表札: 2011年3月版 | 鍵 | 前方一致 | 表札検索 | キーワード | フィルタ処理

住所: 千葉県市川市市川町7-7-1

緯度 経度 別記属性名称 建物の部屋数 階数種別 階数 部屋番号

48.185143 129.65173 0

登記簿情報

### システムの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。  
インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8、Firefox3でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザ(IE7、9等)でも動作は可能です)。

※地図機能はオプションとなります。

## ■ システムの特徴

- ✦ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ✦ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力が可能**です。
- ✦ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、**補助機能も充実**しています。
- ✦ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ✦ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の**確認台帳に応じてカスタマイズ**いたします。
- ✦ 入力は PDF 化した台帳や概要書を、画面上で閲覧しながら入力することが可能ですので、台帳等を複写することによる管理の煩雑さがなくなると同時に、PDF 化した台帳等と入力したデータの紐付けが自動的に行われます。
- ✦ **年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能**です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ✦ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理することが可能**です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ✦ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の**担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能**です。
- ✦ どの利用者が何を入力したか、1 日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易**です。
- ✦ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- ✦ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ✦ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- ✦ 作業環境の **IP アドレスを制限することが可能**ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- ✦ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

## ■ 所要費用

入力支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用 DB へのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間を加えるだけで、それらの情報も電子化が可能です。

- (1)入力支援システム利用 + 中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)
- (2)上記費用 + 地図(場所特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1)許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、入力支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。  
(※2)アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF を閲覧できたり、検索した物件のみを地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。詳しくは「建築行政地図情報システム」の案内資料をご参照ください。

また、アスベスト台帳として、アスベスト物件の諸情報(所有者、アンケート結果)の管理ツールとしてのご利用も可能です。

### 問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 磯永、左海 E-mail: [gr-kenkyu@icba.or.jp](mailto:gr-kenkyu@icba.or.jp)  
TEL:03-5206-6132(直通)  
TEL:03-5225-7701(代表)

# 行政庁様向け建築計画概要書等・地図連携システム 建築行政地図情報システム

## ICBA地図情報システム

2012.4.16

一般財団法人 建築行政情報センター

一般財団法人 建築行政情報センター

## ■ システムの特徴

建築行政地図情報システム

行政庁様で行う実務と、システムで行えることとの関係を示す。



一般財団法人 建築行政情報センター

## ■ 物件検索機能イメージ

建築行政地図情報システムの物件検索機能についての画面のイメージです。ログイン後、最初にこの画面を表示することも可能です。

- 基本検索項目:**  
 キーワード検索はスペースで区切ることで複数ワードの検索が可能です。検索対象項目を指定することも可能です。  
 検索対象は共用DB上に登録されている情報です。
- 詳細検索項目:**  
 通常は表示しませんが、詳細検索をクリックした際に、入力項目を表示します。選択項目はマスターデータにて増減できます。  
 検索対象は共用DB上に登録されている情報です。
- 地図作業検索項目:**  
 位置指定に関する項目、行政庁様オリジナルの物件に関するフラグ(物件情報)に関する検索が可能です。  
 検索対象は地図システム上に登録されている情報です。

### 建築行政地図情報システム

[ホーム](#) | [物件検索](#) | [地図検索](#) | [新規物件](#) | [マスターデータ管理](#) | [ユーザー管理](#) | [ログアウト](#)

こんにちは、○○さん

---

#### 物件検索

キーワード:  全て

審査:  審査 | 一般計画区分:  一般計画区分 | 確認申請:  確認申請 | 物件種類:  建築物 | 申請区分:  確認申請 | 取止め・取下げを含む:

受付年度: 平成 | 受付番号:  ~  | 確認年度: 平成 | 確認番号:  ~

物件日付: 確認日 |  ~

用途地域:  第一種住居専用地域 |  第二種住居専用地域 |  住居地域 |  近隣商業地域 |  商業地域 |  準工業地域 |  準工業地域(第二種特別工業地区) |  第一種低層住居専用地域 |  第一種中高層住居専用地域 |  第二種中高層住居専用地域 |  第一種住居地域 |  準工業地域(特別工業地区)

防火地域:  防火 |  準防火

その他の区域地域:  新防火地域 |  高度地区(第一種) |  高度地区(第二種) |  高度地区(第三種) |  その他

主要用途:  専用住宅 |  長屋 |  併用住宅 |  共同住宅 |  倉庫 |  車庫 |  事務所 |  その他

工事種別:  新築 |  増築 |  改装 |  移転 |  用途変更 |  大規模の修繕 |  大規模の模様替 |  その他

地上階数:  ~  | 敷地面積(m<sup>2</sup>):  ~  | 延べ面積(m<sup>2</sup>):  ~

位置特定:  ポリゴン有 |  ピン有 |  位置情報無

物件情報:  アスベスト調査対象物件 |  ○○物件

位置物件情報日付: 最終編集日時 |  ~

位置物件情報登録者: 最終編集者 | すべて | 検索対象:  ゴミ箱物件を除く | 表示件数: 30件

確認日、受付日、完了予定年月日で検索可能です。

## ■ 物件検索結果一覧イメージ

物件検索後、抽出された物件は一覧表示されます。この一覧から、詳細表示、地図表示、概要書閲覧、各種帳票を出すことも可能です。

### 建築行政地図情報システム

[ホーム](#) | [物件検索](#) | [地図検索](#) | [新規物件](#) | [マスターデータ管理](#) | [ユーザー管理](#) | [ログアウト](#)

---

#### 物件一覧

886件中1~10件目を、最終更新日時の降順で表示しています。物件情報のエクスポートは[こちら](#)。 後の10件→

物件種類	受付年月日	受付番号	確認日	建築主	建築場所	主要用途	地上階数	地下階数	延べ面積	敷地面積	物件詳細
<input type="checkbox"/> 建築物	平成2年12月11日			中村 勝彦		住宅	3				<input type="button" value="詳"/> <input type="button" value="図"/> <input type="button" value="概"/> <input type="button" value="起"/> <input type="button" value="記"/>
<input type="checkbox"/> 建築物	平成1年07月10日			小山 孝司		住宅、工場	2				<input type="button" value="詳"/> <input type="button" value="図"/> <input type="button" value="概"/> <input type="button" value="起"/> <input type="button" value="記"/>
<input type="checkbox"/> 建築物	平成2年03月26日			増田 勉		住宅	2				<input type="button" value="詳"/> <input type="button" value="図"/> <input type="button" value="概"/> <input type="button" value="起"/> <input type="button" value="記"/>
<input type="checkbox"/> 建築物	昭和63年04月19日			芦野 勇		住宅	2				<input type="button" value="詳"/> <input type="button" value="図"/> <input type="button" value="概"/> <input type="button" value="起"/> <input type="button" value="記"/>

886件中1~10件目を、最終更新日時の降順で表示しています。物件情報のエクスポートは[こちら](#)。 後の10件→

物件検索結果画面一覧は、検索画面の下に表示されます。  
 すなわち、結果一覧画面を上スクロールすることで、再度検索条件を追加、削除しての再建築が可能です。

抽出した物件詳細情報をまとめて閲覧したり、印刷することが可能です。

抽出した物件情報を CSVデータとしてエクスポートすることが可能です。

物件詳細欄に表示されているアイコンをクリックすると、様々な補助機能が利用可能です。  
 「詳」: 物件詳細情報の閲覧 「概」: 概要書PDFの閲覧  
 「起」: 起案書の発行 「記」: 台帳記載証明書の発行  
 「図」: 地図検索で該当物件を検索した状態に遷移します。

# ■ 地図検索機能イメージ(基本仕様)

建築行政地図情報システムの地図検索機能についての基本仕様画面のイメージです。

地図の中心地を移動します。中途半端な情報も入力可能です。

ゼンリン電子地図以外の地図を表示する際に、ここから選択します。

現在地図上に表示されている物件の内、対象のキーワードが物件情報に含まれるものだけを表示します。検索対象の項目を建築主等限定できます。

受付あるいは確認日を限定した表示が可能です。(例)H5年~H8年に確認が下りた物件のみを表示。

チェックした用途である物件のみを表示します。(例)事務所のみなど

延べ床面積を指定しての物件表示が可能です。

敷地面積を指定しての物件表示が可能です。

確認年月日	確認番号	建築場所	建築主	主要用途	主要構造	延べ面積	敷地面積	物件詳細
平成21年6月20日	中野区0100	東京都中野区中野5丁目44-14	中野 太郎	専住	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	1345.98	1604.32	詳細 起 記
昭和63年11月5日	中野区確認00678	東京都中野区中野5丁目50-7	併住、共住	鉄骨造、鉄筋コンクリート造		1233.98	1504.69	詳細 起 記

ある一定以上の縮尺の際に、地図上に表示した全ての物件について、地図の下に一覧表示をします。

物件詳細欄に表示されているアイコンをクリックすると、様々な補助機能が利用可能です。「詳」:物件詳細情報の閲覧 「概」:概要書PDFの閲覧 「起」:起案書の発行 「記」:台帳記載証明書の発行

# ■ 地図検索機能イメージ(アスベスト仕様)

建築行政地図情報システムの地図検索機能についてのアスベスト仕様画面のイメージです。(前頁に記述されていない機能も含む)

ゼンリン紙地図の情報を入力することで、その紙地図と同じ位置を表示することが可能です。※ゼンリン電子地図利用時。

受付あるいは確認日を限定した表示が可能です。(例)H5年~H8年に確認が下りた物件のみを表示。

アスベスト対象調査内物件が調査外物件かを表示することが可能です。

アスベスト調査結果、アスベストが使用されている物件のみを表示することが可能です。

確認年月日	確認番号	地名地番	建築主等氏名	法区分	主要用途	構造	延べ面積	詳細
平成23年2月28日	HP06-0119261	埼玉県さいたま市東区440-5	山崎 和雄 山崎 裕子	4号	一戸建ての住宅	木造	192.53	詳細
平成23年3月24日	O10A編建費098	東京都中央区東明町262-3、262-4、262-6	名越 美名越裕子	4号	一戸建ての住宅	木造	129.65	詳細
平成23年10月2日	O11A編建費054	東京都中央区東明町371番1号他10庫	有限会社 マキタ実業 代表取締役 牧田 明	4号	倉庫	鉄骨	25.19	詳細
平成23年11月2日	O11A編建費056	東京都中央区東明町385-4	株式会社 東洋	4号	倉庫	鉄骨	25.19	詳細

ある一定以上の縮尺の際に、地図上に表示した全ての物件について、地図の下に一覧表示をします。

物件詳細欄に表示されているアイコンをクリックすると、様々な補助機能が利用可能です。「詳」:物件詳細情報の閲覧 「概」:概要書PDFの閲覧 「起」:起案書の発行 「記」:台帳記載証明書の発行

## ■ 地図上の操作について

地図検索時の地図上での操作については、以下のようなイメージとなります。



一般財団法人 建築行政情報センター

7

## ■ 物件詳細情報 イメージその1

### 【建築物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

物件区分情報と、第一面情報は右図のような感じです。

**建築行政地図情報システム**

ホーム 物件検索 地図検索 新規物件 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

こんにちは、○○さん

物件詳細

審査・報告種別	審査	一般計画区分	確認申請
物件種類	建築物	申請区分	計画変更
受付日	平成14年6月27日	受付簿ページ	5 受付簿PDF
取下げ・取止め日		受付番号	44 概要書PDF
(第一面)建築主等の概要			
<b>[1.建築主]</b>			
氏名のフリガナ	トウキョウトウサカシキカイシキケンリキケンシヤチョウギョウカクシキカク	氏名	多田不動産株式会社取締役社長 長田 正樹
郵便番号	150-0043		
住所	東京都渋谷区宮前第一丁目1番1号		
<b>[2.代埋者]</b>			
資格	一級大臣登録第106471号	氏名	取締役所長 長田 成徳
事務所資格	一級東京都知事登録第42461号	事務所名	株式会社秀コーポレーション 一級建築士事務所
郵便番号	151-0062	電話番号	03-5790-7961
所在地	東京都渋谷区元代々木町12番7号		
<b>[3.設計者]</b>			
資格	一級大臣登録第106471号	氏名	取締役所長 長田 成徳
事務所資格	一級東京都知事登録第42461号	事務所名	株式会社秀コーポレーション 一級建築士事務所
郵便番号	151-0062	電話番号	03-5790-7961
所在地	東京都渋谷区元代々木町12番7号		
作成又は確認した設計図書			
建築士法第20条の2		構造設計一級建築士交付	
建築士法第20条の3		設備設計一級建築士交付	
<b>[4.建築設備に関する意見を聴いた者]</b>			
氏名		勤務先	
郵便番号		電話番号	
所在地	東京都		
登録番号			
意見を聴いた設計図書			
<b>[5.工事監理者]</b>			
資格	一級大臣登録第106471号	氏名	取締役所長 長田 成徳
事務所資格	一級東京都知事登録第42461号	事務所名	株式会社秀コーポレーション 一級建築士事務所
郵便番号	151-0062	電話番号	03-5790-7961
所在地	東京都渋谷区元代々木町12番7号		
照合する設計図書			
<b>[6.工事施工者]</b>			
氏名	多田建設株式会社東関東支店支店長 向田 清	営業所名	東関東支店
建設業の許可	大臣登録第3682号	電話番号	043-243-2521
郵便番号	260-0021		
所在地	千葉県千葉市中央区新宿2-3-5		
<b>[7.備考]</b>			
備考	工事施工者建設業の許可 特-11		
建築物の名称または工事名		名称	
名称のフリガナ			

受付簿PDFを閲覧することが可能です。

106

# ■ 物件詳細情報 イメージその2

## 【建築物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

第二面情報は右図のような感じです。

(第二面) 建築物及びその敷地に関する事項	
【1.地名地番】	東京都中央区本町4丁目3の2番
【2.住居表示】	東京都中央区本町4丁目3の2番
【3.都市計画区域の内外の別】	都市計画区域内、市街化区域
【4.防火地域】	防火
【5.その他の区域、地域、地区、街区】	下水道処理区域
【6.道路】	幅員(m) 16.00 敷地と接している部分の長さ(m) 33.593
【7.敷地面積】	
敷地面積(1)(m <sup>2</sup> )	(403.15)
敷地面積(2)(m <sup>2</sup> )	0
用途地域(商業地域)	
容積率(500)	
建ぺい率(80)	
敷地面積(1)の合計(m <sup>2</sup> )	403.15
敷地面積(2)の合計(m <sup>2</sup> )	
建築可能な容積率	500
建築可能な建ぺい率	100
備考	
【8.主要用途】	共同住宅 08490 自動車庫 08500 自転車駐車場 08030 共同住宅
【9.工事種別】	新築
【10.建築面積】	申請部分(m <sup>2</sup> ) 306.21 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 306.21
建ぺい率	75.95
【11.延べ面積】	
建築物全体	申請部分(m <sup>2</sup> ) 382.80 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 382.80
地階住宅部分	申請部分(m <sup>2</sup> ) 35.30 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 35.30
共同住宅階下等	申請部分(m <sup>2</sup> ) 102.58 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 102.58
自動車庫部分	申請部分(m <sup>2</sup> ) 429.58 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 429.58
住宅部分	申請部分(m <sup>2</sup> ) 2153.22 申請以外の部分(m <sup>2</sup> ) 合計(m <sup>2</sup> ) 2153.22
延べ面積(m <sup>2</sup> )	2015.34
容積率	499.89
【12.建築物の数】	申請に係る建築物の数 2 同一敷地内の他の建築物の数 0
【13.建築物の高さ等】	
最高の高さ	申請に係る建築物(m) 40.775 他の建築物(m)
地上階数	申請に係る建築物 14 他の建築物
地下階数	申請に係る建築物 0 他の建築物
主要構造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)
一部構造	
法第56条第7項特例の適用	
法第56条第7項特例の区分	
【14.許可・認定等】	
【15.工事着手予定日】	平成14年5月27日
【16.工事完了予定日】	平成15年9月30日
【17.指定特定工程工事終了予定日】	特定工程(第1回)
【18.その他の必要な事項】	
【19.備考】	指定特定工程工事終了予定日 平成14年11月中旬(2階スラブ配筋工事終了予定)

# ■ 物件詳細情報 イメージその3

## 【建築物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

処分等の概要情報、地図情報、その他は右図のような感じです。

物件位置を特定(ポリゴン作成を含む)することで、「地図情報」に情報が書き込まれます。

絶対的な位置情報として、緯度経度情報が登録されることで、常に最新の地図上に、その位置がプロットされて表示されます。

共用DBで管理できない項目は、こちらで管理します。

建築基準法による処分等の概要

【1.建築確認】  
確認済証交付者 建築主事秋元順一  
確認済証番号 40036 交付日 平成14年5月21日

【計画変更の確認】  
確認済証交付者 建築主事秋元順一  
確認済証番号 40036-1 交付日 平成14年9月9日

【構造計算適合性判定】  
判定結果通知書交付者  
判定結果通知書番号 交付日

【2.中間検査】  
特定工程  
合格証交付者 建築主事秋元順一  
合格証番号 106 検査日 平成14年10月30日  
交付日 平成14年10月31日

【3.完了検査】  
検査日  
検査済証交付者  
検査済証番号 交付日

【4.その他の処分】  
その他の処分

【5.定額報告等】  
報告日

【6.備考】  
備考

---

地図情報

表札: 司法書士 2200(株)  
住所: 〒121-0101 東京都中央区本町4-6-6 Map

経度	緯度	登記簿住所	建築物の部屋数	階数	階数階別	階数	部屋番号
481791340	127539200		0				

地図情報

物件状況

その他の情報

作成者 中野太郎	作成日時 2012/02/09 17:08
最終編集者 野方次郎	最終編集日時 2012/12/19 11:28

物件の編集

物件の削除

こちらをクリックで地図検索で該当物件を検索した状態に移移します。

# ■ 物件詳細情報 イメージその4

## 【昇降機例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

物件区分情報と、第一面情報は右図のような感じです。

物件詳細			
審査・報告種別	審査	一般計画区分	確認申請
物件種類	昇降機	申請区分	確認申請
受付日	平成13年4月2日	受付簿ページ	1 受付簿PDF
取下・取止めの日		受付番号	2 概要書PDF
(第一面)			
【1.設置者】			
氏名のフリガナ	カブシキガイシャダイエーエムビルシステムズリサーチ	氏名	株式会社ダイエーエムビルシステムズ
郵便番号	151-8506		
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-13-24		
【2.代理人】			
資格	一級大臣登録第154778号	氏名	福永哲雄
事務所資格	一級東京都知事登録第36341号	事務所名	東芝エレベーター株式会社
郵便番号	141-0001	電話番号	03-5487-0128
所在地	東京都品川区北品川6丁目5番27号		
【3.設計者】			
資格	一級大臣登録第154778号	氏名	福永哲雄
事務所資格	一級東京都知事登録第36341号	事務所名	東芝エレベーター株式会社
郵便番号	141-0001	電話番号	03-5487-0128
所在地	東京都品川区北品川6丁目5番27号		
作成又は確認した設計図書			
【4.工事施工者】			
氏名	東芝エレベーター株式会社東京支社取組役事務東京支社長秋丸康彦	営業所名	
建設業の許可	大臣登録第(特-9)3357号	電話番号	03-5487-0128
郵便番号	141-8411		
所在地	東京都品川区大崎1-11-1		
【5.設置する建築物又は工作物】			
所在地	東京都中野区新井3丁目5番11号	名称	エレベータープラザ
名称のフリガナ			
用途			
【6.昇降機の概要】			
番号	1	最大定員	9
種別	エレベーター		
用途	乗用		
種別荷重	5880		
定格速度	90		
その他必要な事項			
【6.建築設備の概要】			
概要			
【7.工事着手予定日】 平成13年4月11日			
【8.工事完了予定日】 平成13年5月21日			
【9.特定工程工事終了予定日】			
特定工程			
【10.備考】			
備考 建築物の確認年月日及び番号 平成12年8月25日 第20013-1号			

受付簿PDFを閲覧することが可能です。

概要書PDFを閲覧することが可能です。

# ■ 物件詳細情報 イメージその5

## 【工作物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

物件区分情報と、第一面情報は右図のような感じです。

物件詳細			
審査・報告種別	審査	一般計画区分	確認申請
物件種類	工作物	申請区分	確認申請
受付日	平成13年1月5日	受付簿ページ	110 受付簿PDF
取下・取止めの日		受付番号	1091 概要書PDF
(第一面)			
【1.業主】			
氏名のフリガナ	ザイダンホウジンダイエーエムビルシステムズ	氏名	株式会社ダイエーエムビルシステムズ
郵便番号	812-8575		
住所	福岡県博多区東区4-5-9		
【2.代理人】			
資格	一級大臣登録第38312号	氏名	齋藤又一郎
事務所資格	一級東京都知事登録第39239号	事務所名	(株)日本パブリック
郵便番号	134-0084	電話番号	03-5605-6411
所在地	東京都江戸川区東葛西6-45-19		
【3.設計者】			
資格	一級大臣登録第38312号	氏名	齋藤又一郎
事務所資格	一級東京都知事登録第39239号	事務所名	(株)日本パブリック
郵便番号	134-0084	電話番号	03-5605-6411
所在地	東京都江戸川区東葛西6-45-19		
作成又は確認した設計図書			
【4.工事施工者】			
氏名	三級建設工業株式会社	営業所名	
建設業の許可	第特-8 012174号	電話番号	03-5690-8637
郵便番号	135-0042		
所在地	東京都江戸川区本場6-6-6		
【5.敷地の位置】			
地名地番	東京都中野区中央3丁目5-10		
住居表示	東京都中野区中央3丁目5-10		
用途地域	第一種中高層住居専用地域		
その他の区域又は地区			
【6.工作物の概要】(令第138条第1項及び第2項関係)			
番号	06350		
種類	06350 擁壁		
高さ			
構造	RC(鉄筋コンクリート造)		
工事種別	新築		
その他必要な事項 高さ 2.4m~3.2m			
【6.工作物の概要】(令第138条第3項関係)			
用途			
高さ			
工事種別			
築造面積	申請部分	申請以外の部分	合計
工作物の数	申請部分	申請以外の部分	合計
その他必要な事項			
【7.工事着手予定日】 平成13年1月10日			
【8.工事完了予定日】 平成13年3月29日			
【9.特定工程工事終了予定日】			
特定工程			
【10.備考】			
備考			

受付簿PDFを閲覧することが可能です。

概要書PDFを閲覧することが可能です。

## ■ システムご提供に関して

建築行政地図情報システムのご提供に関して、注意点その他を記述しています。

### 》 建築行政地図情報システムは、インターネットASPサービスとなります。

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。ただ、台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータは、自動的に建築行政地図情報システムに登録されますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。



### 》 ベースマップは、選択することが可能です。

ベースマップは当面ゼンリン住宅地図のご利用となりますが、将来Google mapsの利用も予定しております。

- ゼンリン住宅地図 …… 最新の表札情報やオプションで電話帳情報等の詳細な情報検索が可能です。
- Google maps …… 全国の航空写真やストリートビューの利用が可能です。

※Google mapもゼンリンより情報を受けているため、ゼンリンと同様の表札(但し、主要な建築物のみ)や家型等の表示が見ることができます。一方、ゼンリンは、市区町村単位の契約となります。

平成24年度建築物台帳等の電子化の取り組みに関するアンケート

ICBAとして詳細な特定行政庁の皆様のニーズを把握し、今後の的確な業務執行の参考としたいので、可能な範囲で結構ですから、下記の簡単な電子化アンケートにご協力ください。なお、当面、ICBAに対して中間ファイル作成等なんらかのサポート等を希望される可能性がない場合、ご回答は特に不要です。

今後の予定が未確定の場合や、今後の進め方について、ご検討中の場合もありうると思いますので、特に回答の期限は設けませんので、具体的なニーズ等がはっきりした段階で、メールにてご回答いただければ結構です。ただし、ご回答いただいたものから、確実に年度内にICBAとしても対応できるよう、早めにスケジュール等を確定して参りたいと考えております。

特定行政庁名	<input type="text"/>	ご所属	<input type="text"/>
ご担当者名	<input type="text"/>	e-mail	<input type="text"/>
行政庁の区分	<input type="text"/>	記入日	2012年 <input type="text"/>

Q1 ご検討中の電子化等の主たる内容について、該当するものに をつけてください。複数回答可能です。

- 建築物台帳や建築計画概要書等の過去の紙媒体の情報を電子化したい。
- 電子化された建築物台帳等の情報を、共用DB又はV7ほくとに投入したい。
- 電子化された建築物台帳等の情報にPDF化された建築計画概要書を紐づけ、表示できるようにしたい。
- アスベスト対策を進めるため、建築物台帳を電子化し、アスベスト台帳整備やアンケートを実施したい。
- ExcelやAccess等の既存の電子データを変換し、共用DB(又はV7ほくと)に投入・一元化したい。
- 「建築行政地図情報システム」の活用を検討してみたい。住宅地図集約、ユニシティ後継システムを検討したい。
- その他(上記 ~ 以外のもの)

Q2 共用DB等の導入状況について、該当するものに をつけてください。

- 共用DB導入済み又は導入予定
- V7ほくと導入済み(共用DB導入は現時点で未定)
- 共用DB又はV7ほくとは、使っていない。

Q3 共用DBに投入するための中間ファイルの作成については、技術的仕様に関する豊富な知見と経験を有するICBAに依頼されることを強くお勧めしますが、次の該当するところに をつけてください。

- ICBAと具体的な進め方について協議したい。(「ほくと」に投入したいケースも含む。)
- この場合 元データの電子化開始のご予定時期:  データ投入のご予定時期:
- 今のところ、中間ファイルを作成する予定はない。
  - 中間ファイルは作成するが、今のところ、ICBAに依頼する予定はない。

Q4 Q3で に該当すると回答された場合については、電子化等の対象の内容についてわかる範囲で結構ですからご記入ください。

	件数(概数)	年度		備考欄
建築物台帳(紙)	千件	~		できれば、台帳の様式を添付してご送付ください。
建築計画概要書(紙)	千件	~		全部又は一部のPDF化が終了している場合は件数。
既存データ(Excel、Access等)	千件	~		データの種類、内容等をご記入ください。
その他(住宅地図への位置特定等その他)	千件	~		上記 ~ に該当しない場合は、その種類、内容等。

電子化する建築物台帳等のより複雑な中身の状況(計画通知の有無、計画変更の有無、中間検査の有無、民間物件の有無、昇降機・設備・工作物の有無等)についても、可能な範囲で、以下の「自由記入欄」に補足していただくと助かります。

また、建築物台帳上の「受付番号」と「確認番号」の関係がどのようになっているか、可能な範囲で、「自由記入欄」に記入ください。(例、一致する。一致しない。概ね一致するが、 については、一致しない等。)

対象のデータの内容や作業方法を正しく把握するため、今後、当方からの個別訪問やサンプル提供等をお願いする場合があります。

自由記入欄(その他ICBAへの要望事項・質問事項があればお答えください。 ICBAからの訪問等を希望をされる場合はその旨。)

2012/4/16  
(一財)建築行政情報センター  
建築行政研究所

## 建築物台帳等の電子化等に係る基準

### 1 目的

本基準は、特定行政庁が民間事業者に委託して作成する建築物台帳等の電子データを中間ファイルに変換し、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に投入・移行する業務（以下「データ移行業務」という。）を（一財）建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）が受託する場合等において、ICBAに提供される電子データの仕様・納期・作成方法等の基準を、あらかじめ明確にすることにより、民間事業者が作成する電子データの品質とデータ移行業務の効率性を確保し、建築行政において当該データが長期間にわたって有効に活用されることを目的とする。

### 2 適用範囲

ICBAと民間事業者との間で締結するデータ移行業務を対象とする。

また、ICBAが特定行政庁から直接データ移行業務を受託し、ICBAが入力支援システムを民間事業者に提供する場合等であって、ICBAと当該民間事業者との間で直接の契約関係が無い場合においても、この基準を当該民間事業者に対して適用する。

### 3 用語定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### ① 電子データ

民間事業者において建築物台帳等を電子化した成果物

#### ② 紙データ

特定行政庁における建築物台帳等の原本または写し

#### ③ テキストデータ

電子データのうち、キーパンチ等により生成した文字コードを主要素とするデータ

#### ④ 画像データ

電子データのうち、画像スキャン等により生成したバイナリコードを主要素とするデータ

#### ⑤ 中間ファイル

共用DBにデータ移行するために作成するファイルで、ICBAがその仕様

を定めるXML形式のファイル

#### ⑥ 入力支援システム

共用DBに投入される品質の高い電子データの整備を目的として、建築物台帳等のテキストや位置情報等を効率よく電子化するためにICBAが特定行政庁や民間事業者に対して有償で提供する専用システムで、インターネットブラウザ上で利用可能なASPシステム

### 4 民間事業者において遵守すべき仕様・納期・作成方法等の基準

#### (1) 入力支援システムの利用

建築行政共用DBに投入される中間ファイルの品質を確保し、データ移行業務の効率性を確保するため、データ移行に先立つ建築物台帳等の電子化の際には、民間事業者においては、ICBAが提供する入力支援システムを原則利用すること。

なお、本入力支援システムの利用にあたっては、4(2)のICBAとの事前協議において、電子化作業の着手以前において、データ移行業務の内容に応じたカスタマイズ方法について協議するとともに、作業の過程においては、ICBAからの指示等に従うこと。

#### (2) ICBAとの事前協議

民間事業者がデータ移行業務を、特定行政庁から受託した場合又は受託が確実となった場合には、その日から遅くとも2週間以内に、ICBAとデータ移行業務に関する契約締結に関する協議を開始するものとし、その際、次の各号に定める事項を明確にした書類・資料等をICBAに提出するものとする。なお、作業の進捗に応じて、新たに想定外の事態が生じた場合は、速やかに変更協議を行うこと。

- ① データ移行業務の契約書・仕様書の写し
- ② 紙データの年別概算件数
- ③ 電子データの入力仕様<sup>※1</sup>と、入力支援システムのカスタマイズ方法
- ④ 画像データの概算件数及びファイル命名規則
- ⑤ 電子化から共用DBへの投入・移行までの年間スケジュール
- ⑥ 紙データのサンプル
- ⑦ その他業務実施上必要となる参考資料

※1 全角・半角の区別、文字・数値の区別、外字や環境依存文字の排除等

#### (3) ICBAに対する電子データの納期

ICBAにおいて、共用DBの本番環境にデータを投入する前に、本番環境と同等のインターネットに接続する共用DBの検証(テスト)環境へのデータ投入を行ってデータ確認を行うとともに、必要に応じて、特定行政庁による最終データの目視の確認を行うため、民間事業者が受託している業務の工期の最終日(共用DBの本番環境(LGWAN-ASP環境)へのデータの投入予定日が定められている場合はその日とする。以下同じ。)の遅くとも2月前までに民間事業者からICBAにサンプルデータを提出することとし、工期の最

終日の1月前までには完成データを提出すること。

(4) サンプル検査について

ICBAにおいては、必要に応じて、電子データのサンプル検査を実施するものとし、電子化データの内容・仕様に関して問題が見つかった場合には、民間事業者においてデータ全体の見直し及び手直しをしたうえで、速やかにデータの再提出をすること。

(5) 特別な場合にICBAが受け入れる電子データの仕様

4(1)の規定にかかわらず、4(2)の事前協議において、やむをえない特別な事情があり、かつ、民間事業者が十分な実績と経験を有しているとICBAが特に認める場合には、当該民間事業者から入力支援システムを介さずに直接提供される電子データであって、次の各号に定める条件を全て満たすものを、ICBAは例外的に受け入れるものとする。

- ① 電子データは、必ず「受付番号」等キーになるユニークな識別項目を有するものであること。
- ② 「受付番号」等の識別項目と、それと紐がつくべき画像データのファイル名称との一対一関係が、EXCEL等の対比表等によって明確となっていること。
- ③ 特殊な構造のデータ<sup>※2</sup>は、あらかじめ原則CSV形式等に変換されていること。  
※2 XMLデータ(3③の中間ファイルを含む)やACCESSデータ等で、ループ処理(例:複数の建築主氏名、棟別・階別床面積)がされているものや、複数のファイルを組み合わせデータベースとしている複雑な構造を有する電子データ
- ④ 民間事業者が自ら電子データの件数・品質等をチェックした自己検査報告書(様式は任意)を添付すること。

5 ICBAと特定行政庁の関係について

データ移行業務を適切に実施するため、ICBAが必要と認める場合には、いつでも特定行政庁とICBAとの間で直接協議を行うものとする。

6 本基準が遵守されない場合の民間事業者への対応について

4(2)のICBAとの事前協議の無い場合、ICBAと当該民間事業者との間のデータ移行に係る契約が締結できない場合がある。

また、データ移行に係るICBAと当該民間事業者との間の契約締結後においても、4に定める事項が遵守されていないとICBAが判断する場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、民間事業者が当該期間内にその義務を履行しないときは、当該契約を解除する場合がある。

7 本基準の引用等について

特定行政庁は、そのデータ移行業務の実施にあたり、当該業務の契約書・仕様書等において本基準を自由に引用し、その業務の実施にあたっての基準、指針等として活用することができる。



## 参考資料

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

### 役員一覧

会長	東京都都市整備局市街地建築部長	砂川 俊雄
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	横小路敏弘
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	鈴木 大智
	宮城県土木部建築宅地課技術参事兼課長	佐伯 正博
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	中澤 一夫
	富山県土木部建築住宅課長	岡本 達也
	愛知県建設部建築指導監	祖父江隆弘
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	山口 一郎
	広島県土木局建築課長	山部 浩和
	高知県土木部建築指導課長	後藤 孝一
	福岡県建築都市部建築指導課長	乗松昭一郎
	横浜市建築局指導部建築企画課長	脇出 一郎
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長	寺尾 厚子
	松山市都市整備部建築指導課長	亀岡 宗三
	北九州市建築都市局指導部建築審査課長	田村 孝
	(一財)日本建築センター理事	鈴木 孝明
	(一財)日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本E R I (株)代表取締役会長	鈴木 崇英
ビューローベリタスジャパン(株)建築認証事業本部品質管理部長	関田 保行	
オガザバ	建築検査機構(株)代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	井上 勝徳
	国土交通省住宅局市街地建築課長	坂本 努
	国土交通省関東地方整備局建政部長	岡 哲生
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	江橋 英治

(平成24年4月27日現在)

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成24年4月2日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係				その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	15	0	19	0	0	3	3	1	0	1	2	0	24
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	1	0	7
秋田県	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	0	1	0	1	0	10
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	4	14	0	22	0	1	1	2	1	1	1	3	0	27
千葉県	1	1	5	3	10	0	20	0	2	1	3	0	0	0	0	1	24
東京都	1	0	1	2	0	19	23	11	4	2	17	1	2	2	5	1	46
神奈川県	1	3	3	6	0	0	13	4	1	2	7	0	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	2	1	1	0	2	0	9
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	1	3	7	0	14	0	0	1	1	0	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	0	0	1	1	1	0	1	2	0	21
三重県	1	0	2	3	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	0	1	1	0	11
京都府	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	10	1	1	0	2	0	26
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	1	4	0	0	1	1	0	12
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	1	0	2	0	11
山口県	1	0	0	5	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	1	0	1	2	0	9
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	1	0	0	1	0	8
会員機関合計	46	18	51	97	87	19	318	19	23	39	81	11	15	22	48	2	449

機関総数	47	20	69	137	151	23	447	22	34	67	123	11	48	48	107	2	679
入会率	98%	90%	74%	71%	58%	83%	71%	86%	68%	58%	66%	100%	31%	46%	45%	-	66%